

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

# CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN) プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

**P**IJは、住民基本台帳を基に、国民一人ひとりに強制的に背番号を付け、全国共通

の国民登録証カードを発行する、自治省の役人の構想に一貫して反対してきた。

自治省は、一月からの通常国会に、コードとカードを使ったデータ監視社会実現に向けた 国民総背番号導入法案(住民基本台帳改正法案)を提出する腹づもり

のようだ。この法案は、役人の言つことをよく聞いてくれる「いい大臣」、倉田前自治相の置きみやげ。

白川現自治相は、弁護士出身で、自民党では護憲派といわれる人物。だが、厚生省の岡光前次官を任命したのが、薬害エイズ事件で厚生行政に切り込んだ市民派の菅直人議員というのも現実。

菅議員らに率いられた民主党のモットウは、「市民が主役」。だが、この政党は、納税者番号の導入が選挙公約。主役である市民のプライバシーを守ることに

は、ほとんど無関心であるといつてよい。た

## 自治省、通常国会に国民総背番号導入法案の妄挙

ばん、自治省構想の本質など、わかっていないものと思つ。

無知な政党、無知な政治家 といつて愚弄するのはたやすい。だが、政権にぶら下がる金魚のふん のような幹部に率いられた社

民主党の議員のなかに、良識派はいらぬはずだ。民主党の議員も、説明すれば、納税者番号制と国民背

番号制の違いは、

わかるはずだ。

人権意識の高い共産党にいたって

は、自治省構想に、体を張つて反対しても

らわなければ存在意義がない。

新進党にしても、背番号問題については、より積極的に反対に向けた取り組みをして、最大野党としての底力を発揮して欲しい。

役人が打ち出す政策は、族議員 などの協力を実現されていく。そして、役人のいうとおりに議員が動き、役人に都合のよい法案



# 謹賀新年

主な記事

- ・自治省、国民総背番号法案を国会へ
- ・豪州では国民総背番号制が廃案に(2)
- ・各国の電子納税申告(2) カナダの電子申告制度
- ・戸籍のコンピュータ化の限界となお続く脅威
- ・郵政省・コーラIDガイドライン案の問題点

だけが成立する。このような国会運営は、先日公開された、戦前の帝国議会秘密会そのまの姿である。

こうみると、市民団体など各界は、ただ反対 だけではなく、議員対策にもっと目を向ける必要がある。

もっとも大切なのが 世論 であることは当然だ。世論 形成にあたって、マスコミの力は強大だ。だからこそ、自治省は、私的懇談会などにマスコミ代表を抱き込んでいるわけだ。

ただ、余り時間がないことだけは確かである。一般市民、議員、マスコミなどに対する強力な対応が求められている。自治省構想を認めることは 役人天国、役人による監視社会 を許すことにつながる。

今年も、PIJは各界と協力して自治省構想をつぶすため、一層の努力をする決意である。

一九九七年一月

# 自治省、97年1月の国会に 国民総背番号制法案提出の方針を表明

読売新聞 96.11.1

## 「国民に10桁番号」法案化

住民台帳

自治省  
1月提出

### 全国ネット結ぶ

自治省では、「納税者番号制度」が導入された場合にも、活用出来るのではないかと期待。倉田自治相は、民間機関へのデータ提供を原則禁止するなどの歯止めが盛り込まれたことや私的懇談会からも一通りの意見聴取を終えたことから法案提出に踏み切った。個人情報保護をどう徹底するかという問題や、運営主体となる地方自治体との協議も必要。

毎日新聞 96.11.2

通常国会

## 「住民番号」法案を提出へ

### 倉田自治相 が正式表明

自治相は「二十一世紀の情報ネットワーク社会に対応するために、制度化の準備を急ぎたい」と表明。自治省行政局長の私的諮問機関が今年三月、早期導入を求める報告書をまとめたが、プライバシー保護の立場から中止を求める声が上がっている。

じちろう 96.12.1

(自治労中央機関紙)

朝日新聞 96.11.1

## 全国民に番号制

### 通常国会へ

### 自治省 住民基本台帳法 改正案提出

個人情報保護や納税者番号制度への転用問題などもあり、論議を呼びそつた。プライバシー保護が徹底できるかなどの課題が残されているほか、与党内にも「国民総背番号制」に難色を示す声も。

同紙によれば、自治労は、自治省の住民基本台帳番号構想について、利用分野の限定と厳格な規制、包括的個人情報保護法の早期制定、社会的合意の尊重を求め、法案に対しては、これらの要求が満たされた内容となるよう、国会対策を行う、としている。

また、総合課税を前提とした「納税者番号制度」について、住民基本台帳にもとづく付番方式を求めていく、とも。一方で、一般の組合員からは、「自治省の議論は余りに拙速で、国民不在の制度変更」、「自治労内の組織的討議は不十分」との声もあがっている。

# 政府の超監視社会プランをつぶす運動のための ブックレットができました

自治省は97年1月の国会に「住民基本台帳コードとカード」導入のための法案を提出すると表明しています。このままでは、本当に国民総背番号制、行政・役人そして企業などが国民をデータ監視する社会が実現してしまいます。今回のブックレットは、自治省構想の危険性をマンガ入りで、わかりやすく解説しています。是非、ご利用ください。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン編

住民基本台帳コード 住民基本台帳カード

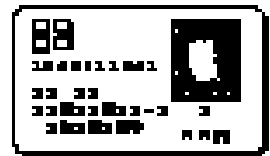
## 西暦2000年、あなたをコードとカードが監視する

- 自治省が検討している国民総背番号制度、国民皆登録証制度とは何か? -

### 目次

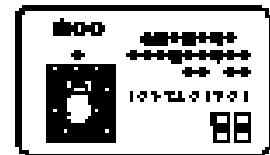
- Q1. コードとカードって何?
- Q2. コードとカードのしくみ
- Q3. コードとカードのねらいは何か?
- Q4. カードで逆に不便になる
- Q5. カードなしでは生活できなくなる!!
- Q6. カードないヒト市民にあらず?!
- Q7. こんなカードサービス、憲法違反!!
- Q8. やがてカードが 国民皆登録証 になる
- Q9. 史上最悪 の市民カード!!
- Q10. 個人情報も引き出せるキャッシュカード
- Q11. コードを「共通番号」に使う?
- Q12. 住民サービス専用のコードのはずなのに
- Q13. コードはどんな個人情報も開けられる
- Q14. コードを使った データ照合 は禁止
- Q15. どうしてオンライン禁止条例を変えさせない?
- Q16. コードやカードを、民間は使えない?
- Q17. コードやカードの民間利用を禁止しない  
裸で街を歩くのと同じことになる
- Q18. 「基本4情報」だけなら管理されてもいい
- Q19. 専用回線と厳重な管理で、  
コード情報を、しっかり守るといい
- Q20. 市民を監視するカードより、  
役人と政治家を監視する ステータスカード を!!
- Q21. 自治省構想をつぶそう

プライバシー・インターナショナル・ジャパン



自治省が検討している  
国民総背番号制度、国民皆登録証制度とは何か?

## 西暦2000年、あなたを コードとカードが 監視する



頒価 1部300円 (送料200円)

〔100部以上のご注文の場合、送料は無料〕

お申し込みは同封の用紙にて事務局まで

・ 03(3985)4590

# 現

在、法務省は登記のコンピュータネットワーク化を進めています。

おそらく十年ほどで、全国どこからでも、パソコン通信などを利用して、登記簿謄本がとれるようになるでしょう。

それと同時に、登記の申請もオンライン化すると言われています。

現在の登記申請手続きでは、申請書の添付書類

によって、当事者本人の関与（登記の正当性）を証明しています。しかし、オンラインで登記申請をする

ことになる、添付書類という制度はなくなり、それに代わるものとして、法務省は、「納税者番号の装丁をとった「国民総背番号」を、本人確認

の手段として利用することを、検討するとしています。つまり、この登記コンピュータネットワーク化は、行政情報のデータベース化の一環として進められる

ものであり、国民総背番号制を前提とした制度といえるわけです。

したがって、「背番号」は、司法書士や法務局が登記申請手続に利用するだけにとどまりません。登記情報に住民基本台帳番号（住基コード）を付加することで、「名簿業者」などが、住基コードにより登記情報を検索・収集し、他の情報と関連づけて、付加価値の高い個人情報販売することが可能となります。

もっとも、現在ある登記情報すべ

## 自治省の住基番号阻止のための

## インターネット開設

全国青年司法書士協議会

会長 加藤 政 也

てに、一斉に住基コードを付けることは不可能でしょうから、個々の申請の際に示される住基コードを蓄積していくこととなるでしょう。情報を利用する側からみれば、年々、登記情報の利用価値が高まっていくわけです。

私たち全国青年司法書士協議会（全青司）は、国民総背番号制と、そのインフラを提供する住民基本台帳番号

制の危険性を広く訴えるために、自治省の住民基本台帳番号制構想に関するインターネットのホームページを開設することにいたしました。

先般、倉田前自治大臣が、「次期通常国会に、住民基本台帳番号法案を提出する」と、発表しました。

しかし、マスコミを含め、世論の反応は大きいとは言えません。あるいは、コンピュータ社会の中では、ID番号

や、個人番号を付されることに抵抗感がなくな

ってきていることにその一因があるのかもしれない。

しかし、今でも、様々な個人情報

が勝手に、漏洩・販売される事件が後を絶ちません。

情報化社会の中でこそ、ときに情報の洪水に押し流されてしまいそう

な、しかしかけがえのない大切な権利や利益を守っていくことが必要で

す。その一助としてこのホームページを利用していただきたいと思

います。このホームページが、より幅広い議論の端緒となり、自治省の国民背番号

（住民基本台帳番号）構想阻止の世論が広がることを、期待しています。

全国青年司法書士協議会は、全国の若手司法書士で構成する任意団体です。

自治省構想阻止のための

ホームページのアドレスをご紹介します。

<http://www.nsknet.or.jp/~himina/zen/pij/sikisima.html>

このホームページは石川県の皆川容徳（全国青年司法書士協議会）さんが作成したものです。

オーストラリアでは「国民総背番号制」が廃案に

# オーストラリアでは

## 国民総背番号制・登録証制プランに 国民が猛反対、廃案に

(2)

政府のデータ監視社会化プランに国民は「ノー」

PIJ 調査研究部 編



上下両院合同特別委員会が設置された。同委員会は、百八十六人の参考人を呼び、十八回の公聴会を開催した。そ

これら参考人はこぞって、国税庁(ATO)の現行の権限が過小評価されている点を指摘した。したがって、カード制がなくとも、その権限を最大限に行使すれば、課税もれなどに十分対処できるとした。

上下両院合同特別委員会のカード案に対する否定的見解にもかかわらず、労働党政権はカード制導入のための法案提出の考えを変えなかつた。一九八六年十月二十二日、政府は、下院へ最初の「オーストラリア・カード法案」(Australian Card Bill 1986)を提出した。

この法案提出に際し、ニール・ブルーウエット保健相は、次のような趣旨説明を行った。

「オーストラリア・カード計画は、この政府が節税及び脱税並びに社会保障の不正受給に対処する上で、重要な役割を演じることとなります。中略 オーストラリア税制と社会保障制度に公正さと公平さを回復させるためには、双方の制度を集約化させる必要があります。これによつて、私も一般の信頼を回復させることができるでしょう。脱税と闘うためにオーストラリア・カードの呈示を求めることを予定しております。つまり、金融機関での預貯金や口座開設、投資、一定の信託から

去る十一月一日、倉田自治大臣(当時)は、総選挙後の内閣改造前のどさくさに、自治省の役人への 最後のご奉公 とばかり、国民一人ひとりに強制的に背番号(住民基本台帳コード)をつけ、全国共通の国民登録証(住民基本台帳カード)を発行するための法案を、来年(九七年)一月、通常国会に提案すると発表した。

オーストラリア・カードの導入を断念した経緯、その代わりに導入された、課税目的に利用を限定された、納税者番号制(TFN)の概要を、ご紹介する。

以下の記事中、オーストラリアの閣僚等の職名はいずれも当時のものです。

### 2 オーストラリア・カードの廃案

オーストラリア・カード案に対する広範な批判にもかかわらず、労働党政府はあくまでもその導入をねらっていた。問題は、労働党が連邦下院では過半数の議席を維持していたものの、上院では過半数を握っていなかった点であった。

#### 連邦議会での攻防

一九八五年十一月、連邦議会に、カード制の調査、報告を行うために

この報告書では、五対三の決議でカード制よりも精度の高い納税者記録制度(up-graded tax file system)を採用すべきである、との勧告が行われた。従来から国税庁(ATO=Australian Taxation Office)は、各納税者に整理番号を付した納税者記録制度を維持している。

『カード報告書』では、この制度を整備・拡充し、効率的なものにするように勧告したわけである。

この『カード報告書』の作成にあたり、委員会は参考人として、カード制に反対のダグラム・ミーファ勅撰弁護士やフランク・コステイガン

上下両院合同特別委員会が設置された。同委員会は、百八十六人の参考人を呼び、十八回の公聴会を開催した。これら参考人はこぞって、国税庁(ATO)の現行の権限が過小評価されている点を指摘した。したがって、カード制がなくとも、その権限を最大限に行使すれば、課税もれなどに十分対処できるとした。

上下両院合同特別委員会のカード案に対する否定的見解にもかかわらず、労働党政権はカード制導入のための法案提出の考えを変えなかつた。一九八六年十月二十二日、政府は、下院へ最初の「オーストラリア・カード法案」(Australian Card Bill 1986)を提出した。

この法案提出に際し、ニール・ブルーウエット保健相は、次のような趣旨説明を行った。

「オーストラリア・カード計画は、この政府が節税及び脱税並びに社会保障の不正受給に対処する上で、重要な役割を演じることとなります。中略 オーストラリア税制と社会保障制度に公正さと公平さを回復させるためには、双方の制度を集約化させる必要があります。これによつて、私も一般の信頼を回復させることができるでしょう。脱税と闘うためにオーストラリア・カードの呈示を求めることを予定しております。つまり、金融機関での預貯金や口座開設、投資、一定の信託から

の所得、第一次産品所得及び不動産所得、海外送金、不動産取引、貸金庫の利用、公開会社の株式、先物取引、雇用並びに指定支払の場合であります。これらについて、オーストラリア・カードの呈示を求めることにより、国税庁は一つの番号で直ちにあらゆる源泉の所得を連結する手段を持つこととなります。こうした連結は、オーストラリア・カード計画の成功に必要な不可欠なものであります。こうした飽くなき現金の流れの追跡から派生する効果の一つは、企業犯罪や組織犯罪に対する攻撃を上達させる、ということでありませう。

オーストラリア・カード法案について、議会では、その目的のみならず、コスト・ベネフィット分析、プライバシー問題など様々な角度から審議された。しかし、この法案は、八六年十二月に野党が多数を占める上院で否決され、成立に至らなかった。

政府は、翌八七年三月十八日に再度、下院にオーストラリア・カード法案 (Australian Card Bill 1986 (No.2)) を提出した。しかし、四月二日に上院で再び否決されてしまった。

その後総選挙が実施されたが、選挙ではカード問題は大きな争点とはならなかった。総選挙後、労働党は引き続き政権を担当することになり、八七年七月十一日に新内閣が誕生した。

政府は、八七年九月十五日に三たび、オーストラリア・カード法案 (Australian Card Bill 1986 (No.3)) を議会に提出した。そして、このときは野党が支配する上院での反対を押し切るために、上下両院合同会議の開催を決めた。

しかし野党は、八七年九月二十三日に上院で、カード法施行に必要な規則の制定に反対する決議を行った。このため、カード法案が議会を通過できたとしても、法律を実施できないことが明らかになった。

八七年九月二十四日に、ホーク首相は、オーストラリア・カード法案を廃案とする旨を公式に宣言した。

しかし同時に、この案件を憲法・法律問題特別委員会に付託し、八八年五月一日までに報告書を作成するように求めた。

#### カード制の提案の背景

オーストラリア・カードという名の国民総背番号制および国民総身分証明書制は、議会での野党の徹底した抵抗と各界からの強い反対に会い、ついには流産した。

国民のプライバシーに大きな影響を及ぼし、かつ生理的にも好感が持たれないカード制の導入案は、八五年の連邦税制改革案に盛りられ、突如

出現した。このため、カード制の提案にはどのような背景があったのか、必ずしも十分に説明されていない。

この点について、一部には、八五年の連邦税制改革案は、労働党といった、性格的には有産者階層とは一歩距離をおく政党が組織した政府により練られたためである、と見る向きもある。

つまり、労働者階層による完全な国家支配の実現をめざし、かつてのイギリスの作家ジョージ・オーウェル (George Orwell) が描いたような体制を作り上げる意図があった、との指摘である。こうした考え方は、弁護士や金融関係者に多かった。

たしかに、連邦税制改革案に盛り込まれた富裕税 (wealth taxation) の検討など資産課税強化の傾向を勘案すると、有産者階層をターゲットとした課税強化策の一環としてカード制導入が位置づけられていた、と見られないこともない。

しかし、たとえこれが事実であったとしても、直ちにカード制によるオーウェリアン体制 (Orwellian scheme) の実現に結びつくとはいえない。またカード制導入をうたった八五年の税制改革案では、低・所得者階層に不人気な新大型間接税 (単段階の連邦小売売上税) の導入案も

含まれていた。

したがって、有産者階層のねらい打ちだけがカード案の直接の契機であったとはいえない面もある。

こうした状況を総合勘案すると、カード案は、むしろ、課税もれの防止ないしは各種の社会保障給付の不正受給の防止など、行政当局の執行態勢の強化が直接の目的であったと見るのが妥当であろう。

オーストラリアにおける経済犯罪学研究の第一人者であるメルボルン大学のフライバーグ教授も、カード制度導入案の第一のねらいは、課税もれの防止にあつたとみる、と語っていた。同教授によると、とりわけ六〇年代から七〇年代初頭に多発した課税逃避策 (bottom of the harbour scheme) が、カード制度導入案に大きな影響を及ぼした、ということである。

オーストラリアにおいては、国税庁職員の増員がままならないのも事実である。また職員の経験不足も深刻な問題となっている。

こうした状況のもと、カード番号を用い情報の徹底したコンピュータ管理を行うことは、税務行政の効率化、ハイテク化という面からは、ある意味では当然の流れなのかもしれない。一方、企業納税者の側でも、

オーストラリアでは「国民総背番号制」が廃案に

オーストラリアでは「国民総背番号制」が廃案に

磁気媒体申告方式 (magnetic media lodging system) を重視する傾向にある。大量の税務情報をコンピュータ処理する際に、パスワードとしての統一番号があれば都合がよい。

こうした点も、カード制導入案浮上の一因といえないこともない。

しかし、この場合、オーストラリア・カードといった国民背番号制を導入する必然性はない。課税目的に限定した、本来の意味での 納税者番号 で十分である。

ちなみに、カード制の提案以前にも、政府関係者による番号制の必要性を示唆した発言もあった。

たとえば一九七五年に、当時の労働・移民相は、不法残留者の就労防止を目的に番号制導入の必要性を示唆している。また一九八二年に、「船舶塗装工・沖仲士労働組合連合の活動に関する政府委員会」(Royal Commission on the Activities of the Federated Ship Painters and Dockers Union) の第四次『中間報告』の公表の際にも、議会では番号制導入の議論が行われている。

いずれにしろ、カード案は、「連邦BDM(出生・死亡・婚姻)システム」つまり「オーストラリア・カード登録簿」の構築、強制付番、さらには連邦BDMシステムと端末機関との

電子データ照合の拡大等、人間の精神的自由の確保 の面でも、あまりに多くの問題をばらばらでいた。

また、これを許せば、各個人の基本データのみならず、社会活動その他のセンシティブ情報を含めた「ナショナル・データベース」の構築も、将来的には可能となる恐れもあった。まさに、カード案は 監視国家構築の 端緒 となるものであったといえる。

革新、保守、その装丁がいかにあると、カード制のような包括的な国民監視の手段を政府に付与することは、危険である。こうした制度の導入を阻止しえたことは、オーストラリアの将来にとっても賢明であったといえる。

3 納税者番号導入の経緯

ホーク労働党政権は、実質的な意味での国民背番号制である「オーストラリア・カード」案(以下「カード」案ともいう)を実施できなかった。

失敗の原因は、包括的な番号案に対するアレルギーであることは明らかであった。

ホーク政権はこの点の反省にたつて、方針を限定番号制の導入に切り換えることにした。「納税者番号」(TFN = Tax File Numbers) という名

称で、その利用を課税目的ないしは課税関連目的に限定するという形で再度挑戦することにした。

連邦議会でのTFN論争

すでに指摘したように、一九八七年九月二十四日にホーク首相は、オーストラリア・カード法案を廃案とする旨を宣言した。そして九月二十九日に、カード案は公式に廃案とされた。

しかし同時に、ホーク首相は、カード案に類する代替案導入の可能性を含め、この問題を引き続き検討する旨を明らかにした。

翌(十)月八日に開催された連邦議会上院では、カード案の廃案を確認すると同時に、これに類似する他の代替手段の可能性、その場合の効率性、費用およびプライバシー対策等について検討を開始する旨、決議を行った。

そして包括的な検討を行うために、この問題を上院法律・憲法問題特別委員会 (Senate Standing Committee on Legal and Constitutional Affairs) 以下「上院特別委員会」ともいう) に付託した。この際に上院は、同委員会に対し八八年五月一日までに報告書を作成するように求めた。

特別委員会への第一次付託事項  
上院が法律・憲法問題特別委員会に

対し検討を付託した事項の骨子は、次のとおりである。内容的には、カード案のレビューに近いものといえる。

オーストラリア・カードに関する両院特別委員会報告及び法案検討委員会報告に基づき提案された、一九八六年オーストラリア・カード法案の諸規定。

連邦出生・死亡・婚姻登記所の設立にあたり、一つ若しくはそれ以上の州が協力しない場合に展開される国民背番号制 (national identity system) 案実現の可能性。

最新のコンピュータ・システム並びに社会保障不正受給及び脱税や租税回避を糾弾するキャンペーンが、どの程度国民背番号制の必要性を減少させているのか。

オーストラリア連邦警察の「国家に対する不正に関する報告書」及び「国家に対する不正対策制度の調査報告書」に示された勧告を受け入れるために必要な措置。

国民背番号制の維持にあたり民間部門に生じる費用。

個人のプライバシーの安全性の確保及び保護を十分に行い、かつ、いかなる形の国民背番号カード、信販会社や保険会社のような商業団体及び人格なき社団や任意団体による個人の身分証明書の法定外利用を規制

するために、設立が予定されているデータ保護庁の権能。

オーストラリア・カード法案に関する論争のなかで起きた関心に照らして、オーストラリアにおける包括的なプライバシー法の制定の必要性、その時期及びそのあり方。

国民背番号制案がどの程度、OECDの一九八一年プライバシーの保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに合致しているのか。

行政機関及び民間機関が保有するオーストラリア市民の個人データの範囲、正確度、アクセスの状況、並びに行政部門内での個人データの相互照合の状況。

行政機関がすでに保有するデータの安全性。

土地の境界線やその他に関するデータの移転の目的で、現在利用中の若しくは利用が予定されている設備の物理的な面での安全性。

個人のデータの不正利用若しくは頒布に対し、個人その他団体に課されるべき適正な罰則の種類及び程度。

その種のカードや番号制を実施している諸国での経験に照らして、専門家である海外の証人から得られる証言を含む、外国から求められる証拠

現金決済、組織暴力及び大規模な脱税や社会保障の不正受給を撲滅す

る目的達成における、その種のカードや番号制の有用途。

上記に関連するその他の事項。

政府の限定番号制(TFN)への政策転換

→の政策転換

当初上院は、法律・憲法問題特別委員会に対し、八八年五月一日までに報告書を作成するように求めた。しかしその後、期限は八八年十二月一日まで延長された。

これは、ホーク政権の政策転換による。つまり、ホーク政権は、オーストラリア・カード案の廃案宣言後も執拗に、オーストラリア・カードの性格の制度の実施をめざしていた。

しかし、いかなる形にしろ、オーストラリア・カードもどきの制度に対しては、一般の支持が得られる状況にはなかった。むしろ、労働党政権はなにゆえに、オウエリアン体制を目ざしているのか、という風潮が強まっていた。

まさに、機を失しないうちの政策転換が求められていた。

一九八八年五月二十五日、キーティング蔵相は『月例経済ステートメント』(the 1988 May Economic Statements)のなかで、番号政策を転換することを明らかにした。

つまり、それまでの 国民背番号

的発想を捨て、限定番号制の実施を目ざす旨の方針を明らかにした。

これまでも国税庁(ATOC)が利用してきた一種の整理番号ともいえる「タックス・ファイル・ナンバー」(TFN=Tax File Numbers)をグレード・アップし、課税目的ないしは課税関連目的に限定して利用するという方針を打ち出したのである。

特別委員会への第二次付託事項

政府の方針転換を受けて、上院は、八八年六月一日に上院法律・憲法問題特別委員会に対し、当初(第一次)の付託事項に加え、次の事項についても検討を行うように付託した。

大蔵大臣が五月の『月例経済ステートメント』で表明した納税者番号制(TFN System)の是非、また、とくに当該制度が税制の効率化に資するかどうか、さらに税制と社会保障制の不正や濫用の撲滅につながるかどうか。

納税者番号制が、プライバシー及び市民的自由に対し、耐え難い制約を伴う、事実上の国民背番号カード制に発展する可能性の有無について。

これら新たな付託事項を加え、上院特別委員会での検討が本格化するなか、一方では、『月例経済ステート

メント』を受けて政府は、一九八八年税法改正(納税者番号)法案(Taxation Laws Amendment [Tax File Numbers] Bill 1988 以下「納税者番号法案」ともいう。)を下院へ上程する旨を明らかにした。

特別委員会の公聴会等の開催

上院特別委員会は、番号制に関する議会から付託された事項について、さまざまな角度から検討を行っていた。その一環として、各界から意見を聴取することにした。オーストラリア・カードにかかる付託事項はもちろんのこと、新たに加わった納税者番号(TFN System)にかかる付託事項をも含め、個人、団体を問わず意見を陳述するように求めて、その旨を国内主要新聞に公告した。

また、上院特別委員会は、付託事項に利害を有すると思われる各種団体や個人に対しても、その旨を通知した。その結果、上院特別委員会は一〇〇通の意見を受理した。

また、上院特別委員会はこの付託事項に関し、各地で公聴会を開催した。八八年七月十一日にビクトリア州メルボルンで開催されたのを皮切りに、同七月二十日にウエスタンオーストラリア州パースで、同八月一日・二日にニューサウスウェールズ州シドニーで、同八月五日にクイー

オーストラリアでは「国民総背番号制」が廃案に





オーストラリア全図

ンズランド州ブリスベンで、そして同九月八日及び二十六日に連邦首都(ACT) キャンベラで各々、公聴会を行った。「左の地図参照」

報告書の作成・公表

上院特別委員会は、議会が納税者番号(TFN)とプライバシー保護

オーストラリアでは「国民総背番号制」が廃案に

立法に関する審議を開始する前に、最終報告書を準備しようということ

でも、もちろん、上院特別委員会は付託事項の検討にあたり困難がなかったわけではない。たとえば、付託事項「オーストラリア連邦警察の「国家に

た勧告を受け入れるために必要な措置」の検討にあたり、警察当局が協力的ではなかった。また、付託事項「国民背番号制の維持にあたり民間部門で生じる費用」の検討の際には、この種の詳しい評価分

析がまったくないという状態であった。

一方、政府が五月に納税者番号法案を下院に上程すると公言したにもかかわらず、九月一日に至っても同法案が上程される様子もなかった。

同時に、連邦議会直属のプライバシー監視官(オンブズマン)の新設を含む、政府が再検討していたプライバシー保護立法もいまだその具体的内容が明らかにされず、上院特別委員会も手詰まりの状態にあった。

こうした状況のもとでは、上院特別委員会は、自らが入手できる最良の資料・証拠に従って、報告書を作成せざるを得ない。また、議会が付託した事項は数量的にも決して少なくない。しかも時間的な制約も多い。こうした困難があったにもかかわらず、上院特別委員会は最終報告書をまとめ、八八年十月に公表した。

報告書の構成

上院特別委員会報告書は『国民背番号制の是非、納税者番号制』(Feasibility of a National ID Scheme: The Tx File Number)のタイトルで公表された。

十の章、二つの補章及び六つの付録からなるが、各々の表題は次のとおりである。

第一章 序説

第二章 概要

第三章 オーストラリア・カード法案

第四章 不正

第五章 オーストラリア市民に

第六章 データの安全性

第七章 プライバシー

第八章 罰則と救済

第九章 納税者番号制

第十章 事実上の国民背番号制

補章第一 アルストン上院議員

補章第二 パウエル上院議員

付録第一 特別委員会へ文書を

提出した個人及び団体

付録第二 公聴会で意見陳述した証人

付録第三 テート上院議員の応答

付録第四 OECD一九八一年

イバシーの保護と個人のデ

ータの国際交流についての

ガイドライン

付録第六 一九八六年プライバシー

法案、情報上のプライバシー

原則

報告書に盛られた勧告

報告書『国民背番号制の是非、納税者番号制』では、上院より付託された事項を、個別的に検討するとともに、勧告(Recommendations)を盛り込んでいく。その内容は次のとおりである。

勧告

- 1 オーストラリア・カード法は、修正が施された形であったとしても導入されるべきではない。またオーストラリアにおいては、形はどうであれいかなる国民背番号制も確立されるべきではない。
- 2 個人情報を含む記録（及び当該記録に関する記号表示を含む。）の「開示」のための改正規定は、情報公開法よりもむしろ、プライバシー法のなかに置かれるべきである。
- 3 ある者が自ら（本人）の個人情報の記録にアクセスを求める場合、その者に対する料金は高すぎてはならない。
- 4 制度化が予定されているプライバシー監視官は、秘密が適切に保持されるべきであるという「本委員会の」勧告を確かなものにする意味において、医療記録の守秘に関する規定についてもその所轄とするべきである。
- 5 プライバシー監視官は、守秘条項、ガイドライン、行政上の措置や対応及び、一つの機関から他の機関へ情報が移転される場合で双方のうち少なくとも一方が連邦の機関であるときのその根拠となるあらゆる法律の条項を、調査対象とすべきである。
- 6 プライバシー監視官は、ある機関から他の機関へ情報が移転された結果、個人のプライバシーへの不当な侵害が生じる場合には、それについて報告しなければならぬ。またプライバシー監視官は、情報の機関相互での利用が行われる場合の適切な方法について、

- 7 プライバシー監視官は、オーストラリアにおけるデータによる監視状況を調査し、不当なプライバシー侵害実務に対処するために必要な保護政策に関する報告を行うように、義務づけられるべきである。
- 8 政府が保有する個人情報データベースは、当該情報の基となっている本人の明確な同意なしには、利益目的で販売されるべきではない。
- 9 適切なプライバシー法が、遅滞なくオーストラリアで制定されるべきである。
- 10 適切なプライバシー法が、効率的な納税者番号制案の実施に遅れることなく制定されるべきである。
- 11 プライバシー法による民間部門の規制問題については、本特別委員会が設立を勧告しているプライバシー監視官に、その検討を付託すべきである。
- 12 プライバシー監視官は、プライバシー法のなかで制度化されるべきである。
- 13 プライバシー監視官の職務内容については、妥当と思われる期間経過後に、点検のために本特別委員会へ付託されるべきである。
- 14 プライバシー及び個人の自由を保障するためのプライバシー法案は、追加的措置で補てんされることを条件に、最低基準としてOECDガイドラインを採択すべきである。
- 15 プライバシーの保護状況を広く監督するという意味で、プライバシー監視官は、プライバシー原則違反の発見や当該違

- 16 反に対する罰則の一般的抑止効果をモットーする権限を持つべきである。
- 一九八八年税法改正（納税者番号）法案は、その制定にあたり、課税目的関連にのみ適用されるようにその表現において厳格に限定されるべきである。また、その目的についても、法案の趣旨を著しく逸脱できないように枠づけられるべきである。
- TFNの基本的性格
- 納税者番号（TFN）法案は、一九八八年九月一日に連邦下院へ上程された。
- 「一九八八年税法改正（納税者番号）法案」（Taxation Laws Amendment (Tax File Number) Bill 1988）以下「納税者番号（TFN）法案」又は単に「TFN法案」ともいう。）は、五月二十五日にキーティング蔵相が政府の限定番号制への政策転換を明らかにした『月例経済ステートメント』の趣旨に沿ったものである。
- したがって、同年十月に出された上院法律・憲法問題特別委員会の報告『国民背番号制の是非、納税者番号制』ないしはそれに盛り込まれた「勧告」を直接に基にしたものではない。
- TFN法案提出の趣旨
- 納税者番号法案の下院への上程にあたり、キーティング蔵相が述べた法案趣旨説明の骨子は、次のとおり

である。

この法案の目的は、国税庁長官あてに提出された各種調査に含まれた情報と、納税者が申告書に記載した情報とを照合するための効率性及び効率化を促進することにあること。

情報照合を促進することにより、脱税を防止すること。

高等教育機関に対し授業コースをとる場合の費用として学生が支払うべき授業料に関し、国が付与する給付の拠りどころとなる制立法の執行を改善すること。

キーティング蔵相はまた、この法案に盛り込まれた措置、つまりTFNの実施により、来たる十年間で約二十二億ドルの新たな財政収入を得ることができるとの評価見通しを明らかにした。

TFN法の成立

後に詳しく検討するように、キーティング蔵相が議会へ上程した納税者番号（TFN）法案は、限定番号制の実現を旨としたものである。つまり、これまでの国民背番号的性格のオーストラリア・カード案とは異なるものだ。

課税目的ないしは課税関連目的に限定して利用が認められる性格の番

オーストラリアでは「国民総背番号制」が廃案に

号である。

すでに指摘したように、八六年五月八日に連邦議会に提出された「オーストラリア・カードに関する両院合同特別委員会報告書」では、カード制よりもむしろ精度の高い納税者記録制度の採用を勧告していた。

つまり、国税庁（ATO）が従来から各納税者に整理番号を付けて維持してきた納税者記録整理システムの整備・拡充を薦めたわけである。

キーティング蔵相が議会上程した納税者番号（TFN）法案は、まさにこの勧告の趣旨に沿ったものである。この勧告に沿った法案であれば、オーストラリア・カード案に抵抗してきた野党も積極的には反対しにくい。

また、カード導入案の場合でも明らかであったように、番号制導入にあたっての最大の関心は、プライバシーを始めとした市民的自由が守られるか、といった点である。ホーク政権は、TFN法案に対する反対を封じる意味もあり、連邦議会直属のプライバシー監視官（オンブズマン）の新設を含む、きわめて堅固なセーフガード・システムを盛り込んだプライバシー法制定に、積極的な姿勢を示した。

そして、TFN法案とプライバシー法案とを抱き合わせて議会へ提出

オーストラリアでは「国民総背番号制」が廃案に

した。

こうした方針が効を奏して、一九八八年末に、「税法改正（納税者番号）法」(Taxation Laws Amendment (Tax File Number) Act 1988) と「プライバシー法」(Privacy Act 1988) の双方は、なんとか成立した。

TFNとカード案の相違

納税者番号（TFN）法は、一九八八年一月一日に発効した。すでに指摘したように納税者番号（TFN）の場合、その利用目的は原則として課税（taxation purpose）ないしは課税関連目的（tax related purpose）に限定される。

したがって、廃案となったオーストラリア・カード案つまり、国民背番号案の場合とは異なり、公的部門全体での多目的利用を前提としていない。

課税目的以外への利用禁止

納税者番号（TFN）の利用目的が、課税 ないしは 課税関連目的に限定されるといことは、たとえばこのTFNの 民間の自発的利用や 身元確認番号としての利用 を許してはならないことを意味する。したがって、民間機関がTFNを利用して個人のデータベースを構築することは厳禁される。

またTFNを、身分証明番号として利用したり、身元確認の目的でTFNの提示を求めたりすることは、違法な 目的外利用 となる。

これらの 禁止措置 は、本来の意味での納税者番号とは、課税目的のみに利用されるべき番号である「ことからすれば、当然のことといえる。

付番機関は課税庁

こうしたTFNの 納税者番号としての性格は、付番の仕組みにもよくあらわれている。

つまり、廃案となった「オーストラリア・カード」の場合、付番機関について、個人るときは強制加入の国民健康保険制度である「メディケア」(Medicare)を所轄する連邦健康保険委員会（HIC = Health Insurance Commission）とされた。

ちなみにこれは、付番機関が連邦社会保険庁（Social Security Administration）であるアメリカの現行制度や社会保険庁を付番機関とするわが国政府が想定する番号（基礎年金番号）制度と同じである。

これに対しTFNの場合、付番機関は、個人や企業などすべての対象者が国税庁（ATO = Australian Taxation Office）となる。

TFNが本来の意味での納税者番

号であり、したがって課税ないしは課税関連以外の目的に利用を認めない、つまり 課税 限定番号である、という意味で、すべての対象者について国税庁（ATO）が付番機関であるべきは当然といえる。

ちなみに、わが国政府税調が想定する 納税者番号 では、個人の付番機関を国税庁、つまり課税庁としていない。しかしこれでは、本来の意味での納税者番号とはいえない。

むしろ、納税者番号制の名を借りた事実上の 国民背番号制 を目ざしている、といわざるを得ない。

このように、国民、納税者の無知ないしは無関心を利用する形で国民背番号制 を推進しようとするやり方は、正道とはいえない。

番号提示は 任意 が原則

「オーストラリア・カード」案では、非居住者などは別としても、オーストラリア居住者についてはカード取得が義務づけられる。

これに対し、納税者番号（TFN）では、その取得、提示は 任意 となっている。

すでに指摘したとおり、TFNの利用目的は 課税 ないしは 課税関連 というきわめて制限的なものである。したがって原則として、納税義務を負わないものはこのシステ

ムの枠外におかなければならない。  
出生しないしは居住者たる資格を有する、というだけで番号取得を義務づけられる形であってはならない。

現実には、番号なしにオーストラリア国内で長期間にわたり生活、居住できるかどうかは別として、法制度上は 任意 取得の形となっていないければならない。

オーストラリアにおけるTFN取得は、こうした原則論に沿った形で、法律上 任意 となっている(プライバシー法第三部原則第十)。

TFNは段階的に実施された。端的にいうと、給与所得者について、八九年二月一日からは新規採用者に、そして同年四月一日からは継続勤務者に、それぞれ雇用主に対してTFNを提示するように求めた。

また一九九一年七月一日からは、利子配当または分配金などの投資所得を受ける者に、その支払者に対してTFNを提示するように求めた。

こうした提示(記載)は、法律上あくまでも 任意 である。したがって提示(記載)しないことも可能である。

しかし、TFNの不提示(不記載)の場合、報酬や賃金などの勤労所得、利子や配当などの不労(投資)所得、いずれにしろ課税対象となる支払が

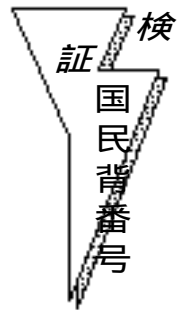
行われるときは、所得税の最高税率(個人はもろろんのこと法人等を含め、国民健康保険付加税を含めて四八・二五%)で源泉課税が行われることになっている。もっともこの場合、最終の課税標準申告の段階で過不足分の税額を調整できることになっている。

最高税率の適用ある高額所得者は別としても、一般の市民にとっては最高税率での源泉所得課税には耐え難い。したがって、TFNに不満があっても、遅かれ早かれTFNを取らせざるを得ないのが実情である。

また、わけあって不法就労を余儀なくされている者などにとっても、実質的に還付の途は閉ざされる。不法就労者は保護される必要はない、という論理でよいのかどうか、熟考を要するところである。

これでは、社会の底辺層だけが高率課税を受ける、という結果になりかねない。

e



[Data-0017]

## 公立図書館、利用者情報を、警察に通知

図書館も個人情報提供者に

九六年十一月十四日付の日本経済新聞によると、全国の公立図書館の一角が、警察に、利用者カードの情報を渡しているという。ここでも、あなたの知らないうちに、あなたの個人情報も 横流し されている。しかも、その 提供者 は、国民の思想信条の自由と密接な関係がある書籍を扱い、文化の向上に寄与するための機関である、公立図書館だといふ。

自治省の住民基本台帳番号構想の実現を許したら、警察は、もっと効率よく「個人の思想信条や社会活動」に関する 情報 を収集できることになってしまふ。

以下に、日経新聞の記事(要旨)を紹介する。

警察が全国の公立図書館に任意で利用者カードの照会などを求めてきたケースに対し、約一〇%の図書館が、直ちに調査して回答していたことが十三日、全国の図書館や司書らで組織する日本図書館協会のアンケート調査(回答五一%、九百七十三館)で分かった。

図書館をだれが、どう利用したかは公開しないのが原則。同協会の「図書館の自由に関する宣言」は、令状による捜査だけを例外として認めているが、利用者のプライバシーを無視した、安易な捜査協力が行われている実態が明らかになった。

それによると、利用者に関して警察から口頭で照会があった館では、「直ちに調査し回答」が九%、「断つた」館は六一%。「教育委員会などの判断に従った」など、自主的な判断をしなかった館も一九%。

文書による照会の場合は、「直ちに調査、回答」が一%、断つたのは五九%だった。

特定の蔵書について教育委員会や一般行政部局から「廃業や貸し出し、利用の制限を求められた」ケースでは、「直ちに要求に応じた」館が四七%に上り、図書館の立場を説明し、要求には応じなかった「は三二%にすぎなかった、といふ。

オーストラリアでは「国民総背番号制」が廃案に

戸籍コンピュータ化の限界と、なお続く脅威

# 戸籍コンピュータ化の 限界と、なお続く脅威

戸籍研究家（ジャーナリスト）

## 佐藤文明

自治省が導入しようとしている住民基本台帳コードとカードの構想は、住民基本台帳制度を前提にしている。そして住民基本台帳は、戸籍制度の下に成り立っている。

現在戸籍のコンピュータ化がすすめられているが、自治省の住民基本台帳コード構想と、どのようになっているのか。そもそも戸籍のコンピュータ化にはどのような問題があるのか。個人のプライバシーとの関連も含め、戸籍研究家の佐藤文明氏に分析していただいた。

### 戸籍情報の差別性

差別を生む恐れが大きいため、最も秘匿性の高いのが、人の出生の秘密に関する情報である。

正式に結婚した両親の間に嫡出として生まれたのかどうか、実子であ

るのか継子であるのか、養子であるのか里子であるのか、片親なのか孤児なのか、生まれた場所はどこなのか、兄弟姉妹はどうか、年齢差はどうか……。

これらの情報はみな、差別の材料になり得る個人情報である。したがって、その保護には各国とも最大限の配慮を払っているといつてよい。

ところが日本の戸籍制度は、こうした情報を、戸籍制度が創設された明治以来、公開することを原則としている。したがって、冒頭に述べた各種の情報は戸籍謄本によって、すべて明らかにする。

その上、戸籍制度は、外国人を排除し、禁治産者表示し、人々の過去を無用に暴き、秘められた人間関係をさらけ出す。

これらもみな、差別の温床となり得る個人情報である。

このような個人情報を一律に公開することは、近年の、世界の個人情報保護の流れに相反するものである。同様に、これらの情報をコンピュータに入力することも、一九九〇年の国連「個人情報ファイルの規制ガイドライン」に照らしてみるまでもなく、世界の潮流からみて、許されるものではない。

右の「ガイドライン」は、『人種又は民族的出身、皮膚の色、性生活、政治的意見、宗教的又はその他の信条、労働組合や結社の会員であることに関する情報を含め、不法なあるいは恣意的な差別を生じそうな情報は蓄積されてはならない』、とつたっている。

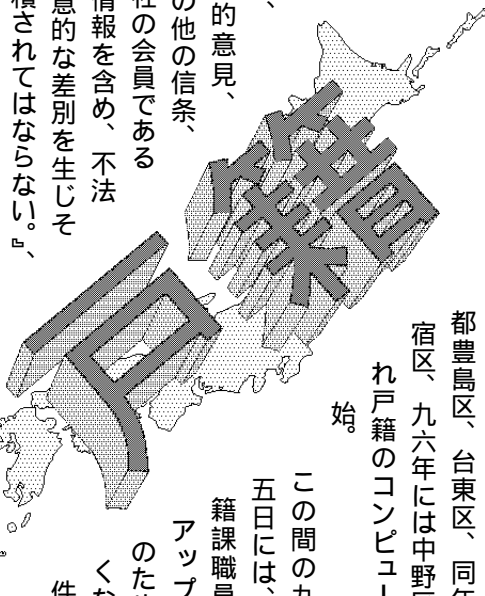
在日外国人の排除はもちろんのこと、戸籍における、帰化事実の公示、本籍地などによる被差別部落出身者の推定、法律婚と事実婚の峻別などは、およそこの「ガイドライン」にそぐわない。

なかでも、一九九三年十一月、国連規約人権委員会から改善勧告を受けた「非嫡出子」に対する差別記載

に関しては、コンピュータにインプットするなど、およそ行われるはずのないものである。

ところが、わが国の法務省は、四年六月、このガイドラインに拘束力はない、として戸籍法を改悪。戸籍事務のコンピュータ化に途を開いてしまった。

その結果、九五年三月には、東京都豊島区、台東区、同年四月には新宿区、九六年には中野区が、それぞれ戸籍のコンピュータ処理を開始。



この間の九五年三月十五日には、豊島区の戸籍課職員が、セットアップ作業の過労のために倒れ、亡くなるという事件が起こっている。

コンピュータ化の計画

法務省が、戸籍のコンピュータ化を計画したのは、個人試案の段階を含めれば、一九六〇年代末のことである。

この個人試案は、十三桁の個人通し番号を持つ、国民総背番号制モデ

ルだった。しかし、当時コンピュータ化が進んだのは住民基本台帳の方で、こちらも将来的には、終生不変の行政コードによって、全国統一的に付番されることが想定されていた。もっとも、この行政コードは、最終的には、戸籍をベースにした背番号に統一される運命にある。

本年三月に、住民基本台帳コード制度を発表した自治省にも、この戸籍ベースの背番号制度のイメージが、あつたはずである。

「ご存じのように、日本の住民登録システムは、戸籍をベースに成り立っている。個人の特定（氏名・生年月日・性別）や身分法上の地位（続柄など）は、戸籍によって確定され、他の登録台帳に影響する。その逆はないのである（戸籍附表の住所は住民登録によって変更を受けるが、これは戸籍ではない）。

そのため、戸籍変動がリアルタイムに反映する背番号モデルとしては、戸籍のコンピュータ化しか考えられなかった。そこで法務省は、自治省の協力を受けながら、戸籍のコンピュータ化研究を何度かにわたって試みてきたのである。本格導入に向けた調査研究が始まったのは一九八五年、終了したのは一九九一年。

この過程で、研究会が 苦慮 した

のは、戸籍情報があまりにも膨大であることと、個人のプライバシーを脅かす情報の保護が不可欠となることだった。そのため全国オンラインによる国民総背番号制への途を早急に歩み出すことは、叶わぬものとなった。

しかし、この間の一九八七年、名古屋市が独自に戸籍事務のコンピュータ化に着手。船橋市がこれを追うなど、放置しておく、自治体ごとにバラバラで、統一不可能なシステムが立ち上がってしまう恐れが生じた。

法務省の研究会は、とりあえず、この戸籍事務のコンピュータ化に対処する、統一的なシステム（標準仕様書・基準書）の構築を迫られたのである。前出九四年の戸籍法改正とは、この段階での戸籍コンピュータ化に、GOサインを出したものである。

コンピュータ化の実情

したがってこの 標準仕様書・基準書 は、現状の予算と人員の枠内で事務を軽減したいと考える自治体が、戸籍をコンピュータ化する場合のモデルを示したものに過ぎず、国の予算はつかない。

自治体にとっては、将来のさらなる戸籍法改正に備えた展望もないままに、対費用効果のみを考えて導入を決定しなければならぬ、危険な

投資 なのである。背番号制をにらんでの戸籍コンピュータ化とは、明らかに異なつたもので、私はこれを 戸籍事務のコンピュータ化 と呼んでいる。

さて、戸籍のコンピュータ化は、自治体を越え、全国ネットになつたとき、はじめて大きなメリットがある。

国際化がいわゆる現代、人の身分関係は、都道府県を越え、ときには国境をも越えてしまう。自治体限りではほとんどの処理が可能な、住民基本台帳とは、ここがまつたくちがうのだ。したがって、自治体限りで戸籍のコンピュータ化のメリットができるのは、一族の全員が本籍地周辺に暮らす、昔ながらの村落くらいしかあてはまらない。

しかし、このような狭い地域でコンピュータを導入するのは、対費用効果を考えると、意味がない。そもそも、このような、一つの戸籍に、明治時代のように何世代もの大勢の親族が記載されている、理想的な地域 があるとも思えない。

結局、中野区のようにコンピュータ・メーカーが先行投資的に、開発に協力する自治体や、新宿区のように旧区が合併する際、戸籍事務の本庁集中はしない、との約束を交わしたため、コンピュータ化によらな

日本の戸籍制度

「戸籍」は、一定の人（戦前は戸主現在は戸籍筆頭者）を中心とする日本国民各個人の親族的身分関係（発生・変更・消滅）を公に証明するための、公文書である。また、国家が統治のために（徴税、徴兵など）国民を把握するための最も基本的な制度でもある。

近代的戸籍制度は、明治維新期の長州藩の中戸籍法に遡り、一八七一（明治四）年の戸籍法として、発足した。その後、数度の、旧民法の「家」制度に対応するための改正を経て、戦後一九四七（昭和22）年の、新民法の制定と合わせて家単位の制度から、家族単位の制度に改正され、現在に至っている。しかし、「戸籍」が 人民統治 のための基礎として利用されていることには、変りない。

「戸籍」の主務官庁は、戦前は内務省（一時期は司法省）、戦後は法務省となっている。実際の戸籍事務は、法務局（地方法務局）の監督の下に、市区町村長が、国からの機関委任事務として行っている。その正本は市区町村が、副本は法務省が保管。

戸籍は国籍と一致することを原則としているため、外国人（その者と身分関係が発生した日本国民を含む）に対しては完全な適用がない。また、「届出」方式であることから、本人の意思確認が徹底されていないこと、戸籍交付申請者が制限されているとはいえず、「原則公開」であることなど、プライバシーとの関係で問題が多い。

戸籍コンピュータ化の限界と、なお続く脅威

## 戸籍コンピュータ化の限界と、なお続く脅威

れば合理化が不可能だった、特殊な自治体を除くと、一般の自治体には、コンピュータを積極的に導入しなればならない理由は、ほとんどない。

そのため、法務省の予算措置を受けて、コンピュータ化モデル自治体になったところでも、本格導入を見送ったところや、導入を計画しながら、二の足を踏んでいる自治体も少なくない。

メーカーの甘言に乗って、バスに乗り遅れるな とばかりに、導入を焦った自治体。戸籍法改正当時は、そうした話も耳にした。

しかし、それでも、こうした単発的な導入が全国に広まり、戸籍ベースの国民総背番号制を準備するには、十年はおろか、二十年から三十年を要することが明らかになってくると、自治体も、冷静さを取り戻した。

## 自治省構想の急浮上

その一方で、焦慮 を深めたのが、自治省だった。

戸籍のコンピュータ化が遠のくとともに、戸籍ベースの国民総背番号制の実現は遙かに遠のき、期待薄となった。ところが、最近になって、大蔵省の納税者番号制は急速に現実味を増し、年金番号をベースにした統一個人コードを提唱する厚生省

(社会保険庁)が、これにこたえる動きを強めたからだ。

先に年金番号方式が稼働してしまえば、屋上屋を重ねるような、戸籍ベースの国民総背番号制は、導入が困難になる。すなわち、年金番号が多くの行政事務に使われるようになれば、やがて、年金番号が国民総背番号そのものになってしまふ。

そうなれば、戸籍も住民基本台帳も、年金番号によらなければならなくなる。国民管理の主務官庁としての自治省、さらに、法務・警察の旧内務省陣営の、霞が関における地位 は、失墜してしまう。

同じ旧内務省の一員でありながら、自治省も法務省も、国民総背番号の主務官庁 となった厚生省の足下に、ひれ伏さなければならぬ。この危機感が、住民基本台帳ベースの国民総背番号構想を急浮上させた。

九五年三月一日のことである。

同じ日、自治省は、通達を発し、住民基本台帳の続柄記載における、嫡出・非嫡出の差別表記を廃止した。これも、住民基本台帳ベースの国民総背番号制実現のための地ならしである。非嫡出の差別表記を残したままで、住民基本台帳ベースの国民総背番号制に踏み出すのは困難、と考えてのことだ。

突然の表記改善に対して、厚生省は、「何の相談もなく、勝手にやった」と、強く反発している。

確かに、住民基本台帳の主務官庁は、自治省のみではない。厚生省や社会保険庁も、そのひとつだから、「相談がない」とすれば、問題は大きい。

自治省、厚生省間の確執は、今後、さまざまなおところであからさまになるだろう。それもこれも、「統一個人コード」を巡って、国民管理の主導権を争う省庁間の綱引きなのである。ちなみに、一九八五年に廃案になった、大蔵省主導の「グリーンカード制」を潰したのも、自治省だと、大蔵省は考えている。

## カード制の裏を読む

自治省の住民基本台帳コード構想は、戸籍ベースの国民総背番号制構想の終焉を意味する。

このことは、経験豊かな行政マンなら、誰にでもできる判断だ。

住民基本台帳のコンピュータ化から三十年。ようやく全国の自治体に広まったシステムを利用し、続柄の差別的表記を廃止してまで、自治省は、住民基本台帳ベースの国民総背番号制構想を打ち出した。

この構想が実現できなければ、戸籍ベースの国民総背番号制が実現で

きるわけもないのである。逆に、もし住民基本台帳ベースの国民総背番号制が実現したなら、戸籍ベースの国民総背番号制は、必要ない。

戸籍制度の方が、住民基本台帳ベースの付番システムに依存すればよいのである。従来、戸籍と住民基本台帳の主従関係を逆転する。いや、そうまでしなくとも、コンピュータ化された両制度は、相互の区分をリアルタイムで解消してしまふ。

住民基本台帳ベースの付番についても、実際は、戸籍法上の出生届に基づいて行われる。付番機能である中央センターが、戸籍、住民基本台帳の両制度の架け橋的存在になるのは、明らかだ。このことは、将来の両制度の統一を促す。

こうした展望が描けるからこそ、自治省の住民基本台帳コード構想に対して、法務省は沈黙している。

いや、元来、両省は、戸籍と住民基本台帳という、国民管理制度に関しては一休である。法務省の戸籍研究会には、自治省の住民基本台帳担当者が同居しているし、住民基本台帳の主務官庁は、一九六七年まで法務省だった。両省は、すでに成立している密接な連携の下に、自治省構想を打ち出しているのだ。

自治省は当初、住民基本台帳ベ

スの国民総背番号制を、一九九八年  
度中に実現する、と発表した。

構想の浮上も突然なら、実施の見  
通しも短兵急であった。が、これは  
早くもとん挫している。この焦りを、  
厚生省構想（年金番号）に対抗する  
必要上、と考えることもできる。

しかし、私は別な見方をしている。  
一九九八年とは、法務省所管の、  
外国人登録法見直しの年なのだ。

定住外国人による指紋捺捺拒否の  
大きなうねりの中、同制度は廃止さ  
れた。その代わりに、サイン等が  
記入された磁気カード を持たせる  
ことにしたものの、カード不携帯の  
違反者 には、従来どおり、重罰  
が果される制度のままである。

この制度を、日本人並 に軽減  
する可能性を探ることが、法務省の  
約束となっている。

それには、ICカード化などの、新  
技術の導入が必須とされている。こ  
の 新技術 が日本人に適用され、  
日本人もカードを持たされる こ  
となれば、定住外国人に対する重  
罰を軽減したとしても、彼らにカー  
ド携帯を促すことが、可能である。

これが、住民基本台帳ベースの国  
民総背番号制構想に、カード（国  
民皆登録証）の発行が盛り込まれ  
た、最大の理由なのである（厚生省

の「医療カード」に先行されたくない、  
との含みもあるが）。

近い将来、日本人と定住外国人の  
管理が統一される可能性もはらんで  
いる、といえよう。

もちろん、そうなれば国民管理の  
基礎台帳 の管理権は、自治省・  
自治体（住民基本台帳）や法務省（外  
国人登録）から離れ、付番センター  
やカード管理機関に移ることになる。

戸籍も、この機関をサポートする  
一情報機関 に過ぎなくなる。戸  
籍の位置づけや意味あいは一変する  
ことになるのである。

付番センターには、多くの個人情  
報が集積され、日本人も、定住外国  
人同様、カード（住民基本台帳カード）  
の携帯が不可避になる。

カードなしには暮らしも成り立た  
ない時代 の到来である。

#### 超管理社会の危機

こうした時代の到来にはまだ間が  
あるかもしれないが、自治省の住民  
基本台帳コード構想によって、戸籍  
の将来像は、とても従来の事務の延  
長上では予測できないものとなった。  
もちろん、国民管理番号をめぐる、  
自治省と厚生省（年金番号）との主導  
権争いの帰すつにもよるが、全国の自  
治体が共同で運用する 付番センター

が、コンピュータを導入する以上、  
各自治体が、今、独自に戸籍のコンピ  
ュータ化に乗り出すには、いつそのの  
ブレイキがかかったといえよう。

業者から袖の下でも渡されれば別  
だが、今、自治体が戸籍事務のため  
にコンピュータを導入するのは、愚  
かなこと。これが行政マンの健全な  
判断といえるだろう。

しかし、私たちにとって、問題は  
別のところにある。住民基本台帳カ  
ードなしでは、夜も日も明けない時  
代の到来、これぞまさしく、国民総  
背番号制の完成形態。プライバシー  
が、限りなく0に近い、恐怖のデー  
タ監視社会である。

限りなく個人の属性を削ぎ落とし、  
差別を見えなくした付番センターと  
いうシステム。しかし、そこで管理  
する個人情報には、あらゆる属性が  
付着しうる。

個人と付番センターとの関わりが、  
出生届によっているのは象徴的だ。  
付番センターに集積される 情報  
には、やがて、現在の戸籍が持つ、  
あらゆる差別情報も付着していく。

その差別を許さないために出生届  
を拒否する人たち。付番センターの  
存在とカードの存在とが、こうした  
ひとたちの闘いを圧殺する。そして  
また、外国人登録証の常時携帯を拒

んでいるひとたちも、日常的なカー  
ドチエックによって、炙りだされる。  
戸籍などの、人権を脅かす登録シ  
ステムの変更を求める人たちの声が、  
住民基本台帳コードやカードによっ  
て、「住民票が不要になる」とか、  
「役所の窓口事務が早くなる」とかの、  
ちよつとした 便利さ のために、  
かき消されようとしている。

戸籍のコンピュータ化の前にやる  
べきこと、それは、戸籍制度などを、  
誰もが無都合を感じない登録システ  
ムへと転換することではないのか。  
いま必要なのは、戸籍などに集積  
された差別情報の一掃であり、コン  
ピュータ化のためのシステム変更な  
どではない。

さらには、現行の戸籍制度を前提  
にした、国民総背番号制、コンピユ  
ータとカードによるデータ監視社会  
などは、論外である。

自治省の、住民基本台帳コードと  
カード構想の実現を阻止しよう。

追記 戸籍情報（謄抄本）を、オ  
ンラインで販売しようという試みが、  
郵政省やNTTにある。これが合法  
化されれば、自治体の戸籍コンピユ  
ータ化は、一気にすすむ。

W



《シリーズ・電子申告とは何か》

## 各国の電子納税申告（2）

# カナダの制度と現状

朝日大学教授

石村 耕治



### カナダ連邦税上の

電子申告の制度と現状

カナダにおけるペーパーレス申告は、個人所得税（Personal income tax）において、一九九〇年に「電子申告（electronic filing, EFILE）」が試験的に導入されたのが始まりである。

そして一九九二年からは、電子申告が全国規模で本格的に導入され、今日に至っている。

今回はカナダの実情について点検してみる。

### 一 連邦税の

賦課徴収組織の概要

カナダにおける租税賦課徴収組織については、一般になじみが薄い。したがって、ここで電子申告に関連する範囲内で必要と思われる連邦税の賦課徴収組織について、最小限の説明を加えておきたい。

カナダは、十の州（provinces）と二つの連邦直轄地域（territories）から成る連邦国家である。この国の租税は、課税主体別にみれば、大きく三つに分けられる。

一つは連邦税である。主な税目としては、個人所得税、法人所得税および物品サービス税（GST）などがある。

### 二つ目は州税（および

連邦直轄地域税を含む。以下同じ）である。主な税目としては個人所得税、法人所得税、小売売上税などがある。そして三つ目は地方税である。主な税目としては財産税などがある。

連邦税については、歳入大臣（Minister of National Revenue）を長とする「歳入省（通称 Revenue Canada 正式名称は Department of National Revenue）」が、その事務を取り扱っている。

歳入省の租税の賦課徴収を取り扱う部署（Division）は、大きく二つに分かれている。一つは、所得税など直接税を担当する「国税庁（Revenue Canada, Taxation）」である。もう一つは、物品サービス税（GST）や関税

など間接税を担当する「関税消費税庁（Revenue Canada, Customs and Excise）」である。

### 二 連邦個人所得税の申告

連邦個人所得税の申告は、国税庁（Revenue Canada, Taxation）の統括の下に置かれている国税センター（Taxation Centre）に行われる。また、税務署（District Offices）ないしは支署（Sub-offices）に行われた申告は、国税センターに回される（次ページの図一参照）。

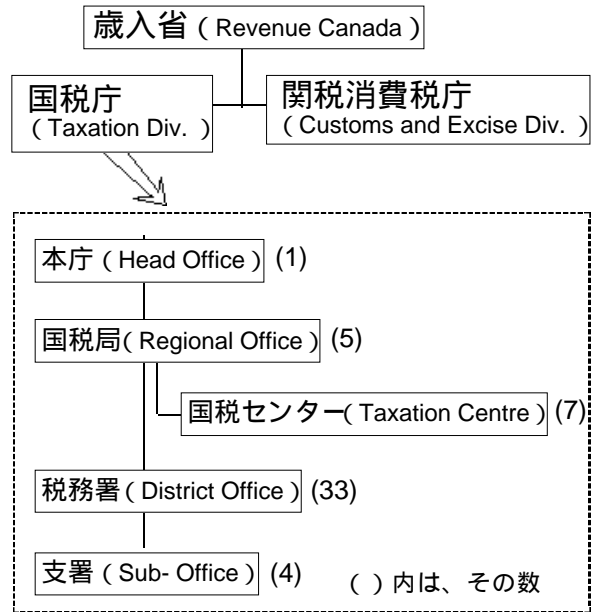
ちなみに、個人および法人の所得課税に関し、ほとんどの州が連邦との間で租税徴収協定（Federal-Provincial tax collection agreements）を締結している。この協定のある州と連邦の間では、連邦課税庁が、連邦所得税と州所得税双方を執行することになっている。

したがって、この場合、たとえば連邦個人所得税および居住する州の個人所得税については、一括して連邦課税庁に申告するようになる。

個人所得税の場合、納税者は暦年分の所得を翌年四月三十日まで自己査定（Self-assessment）し、還付申告ないしは不足額納付申告する。

一方、申告を受理した後、課税庁は、申告内容を各種の支払調書など

〔図1 カナダ国税庁の組織〕



法定資料と照合、確認を行った上で、納税者に対し査定（申告承認）ないしは更正処分のお知らせを行う。また課税庁は、この通知の際に税額の還付が必要なきときは、納税者に対しこれを行う。

三 個人所得税の電子申告の現状

カナダでは、一九九〇年に「電子申告（EFILE）」の試行を開始した。そして一九九二年から電子申告を本格的に導入し、現在に至っている。カナダの場合、電子申告ができる

のは「個人所得税」に限られている。すでに指摘したように、カナダでは、連邦の個人所得税と多くの州の個人所得税については、賦課徴収面で一元化されている。通常、前年度に申告を行った個人所得税納税者には、連邦国税庁から T1（連邦および州個人所得税申告書（Federal and Provincial Individual Tax Return））

が送られてくる。端的にいえば、この書式 T1 を使って申告を行う納税者が、望めば電子申告ができるわけである。納税者は一般に、連邦個人所得税について電子申告をすれば、自動的に居住する州の個人所得税についても電子申告することになる。

ペーパーレス申告は、その究極においては、これまでの 文書申告（paper filing）とは異なり、納税者などが各自のパソコンなどの端末装置から、電話回線ないしは課税庁の専用回線など情報通信ネットワーク

を使って課税庁のデータベース（コンピュータ・システム）に直接アクセスし、納税申告や情報申告（法定資料の提出）を行うことになる。したがって、納税者などは、申告のために課税庁に出向いたり、文書・資料を郵送する必要がなくなる。この点、現在カナダ国税庁が実用化している 電子申告（EFILE）は、完全に自動化されたものではない。現時点では、課税庁の認定を受けた電子申告（代行）者を介在させた上で、電子申告プログラムを稼働させている。

(1) 電子申告件数の推移

カナダにおける連邦個人所得税申告は年二千万件程度である。電子申告プログラムが本格的に稼働した最初の年である一九九二年は、申告者総数の約一％が電子申告を利用した。

表1 連邦個人所得税の電子申告者件数の推移

年	件数
1992	2,100,000
1993	3,200,000
1994	3,900,000
1995	4,500,000

翌九三年は一六％、そして九四年は一九％、九五年は二二％と、順調な伸びを記録している（表1参照）。カナダには、わが国の年末調整に類するような特異な制度はない。原則として所得のある個人はすべて確定申告をしなければならない。

カナダ国税庁によると、個人所得税申告者の九五％以上が、望めば電子申告プログラムを利用できる態勢にあるという。非居住者やかなり複雑な申告を要する納税者についても、このプログラムの利用は可能という。一九九二年をサンプルにして分析すると、二百十万件の電子申告プログラム利用者の七八％が還付申告であったという。また、一般に還付税額が多い者ほど、このプログラムの利用が多いという。

電子申告プログラム利用者の平均還付税額は千二百七十二ドル。これに対し、文書・電子双方の申告総数から割り出した平均還付額は九百八十七ドルである。

カナダ国税庁の計画では、近い将来、電子申告を標準的な申告方式とする方向でプログラムの推進をはかっているという。また、法人税および信託に関する課税にも、電子申告を拡充していく予定であるという。事実、法人税の電子申告については、

電子申告（カナダの制度と現状）

〔図2 電子申告の手順〕

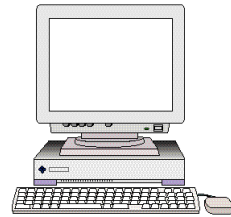
納税者が電子申告を依頼



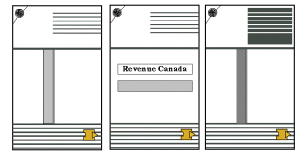
電子申告準備者が  
電子申告データ作成



電子申告送達者が  
電子申告データを送信



課税庁のコンピュータ  
がデータを検証



電子申告（カナダの制度と現状）

一九九七年末からの試行開始が決まっている。

(2) 電子申告の手順

カナダ国税庁における電子申告は、端的にいえば次の「事務手続」に従って行われる（図2参照）。

第一は、「納税者」に求められる事務手続である。この場合、納税者はいくつかの選択ができる。

一つは、電子申告を代行する電子申告準備者（EFILE Preparer）に申告をすべて依頼してしまう方法である。

二つ目は、納税者が手書きの申告書を作成した上で、当該申告書を電子申告フォーマットに転換を含めて電子申告準備者に電子申告を依頼する方法である。

三つ目は、納税者自身が電子申

告用のパソコンソフトを使って申告データを処理し、フロッピーディスクなど磁気媒体に保存した上で、電子申告準備者に電子申告を依頼する方法である。

第二は、電子申告準備者が行う事務手続である。この場合、電子申告準備者が実際に行う事務は、納税者の依頼内容により異なる。

たとえば前記の ような場合には、電子申告準備者は、原資資料から申告書を作成した上で、電子申告用のソフトウェアを使って申告内容のデータ処理を行う必要がある。これに対し、前記 のような場合には、依頼人の持ち込んだ申告書内容を入力するだけの事務を行うことになる。

第三は、「電子申告送達者（EFILE Transmitter）」が行う事務手

続である。電子申告送達者は、電子申告準備者から送られてきた申告データを、カナダ国税庁のコンピュータ・システム（データベース）へ専用通信回線を使って電子送達する事務を行っている。電子送達料は五〜十カナダ である。

ただ、電子申告準備者は、電子申告送達者の認可を得ている場合もある。この場合、電子申告準備者は、電子申告送達料を無料としたり、あるいは納税申告書準備作成料の中に含めてしまっていることが多い。

第四は、課税庁 つまり「カナダ国税庁」がとる事務手続である。課税庁は、電子申告の送達を受けた後ただちに、申告者の入力事項の確認、検算、入力もれのチェックなど、フロント・エンド・チェック（front-end edit checks）を行い、問

題がなければ電子申告は受理される。

(3) 電子申告者の類型

カナダにおいて、電子申告（EFILE）を望む納税者は、申告内容を有料でデータ処理・電子送達する事務を代行する業務を行っている「電子申告準備者」、「電子申告送達者」に依頼する。

しかし現実には、電子申告に関連するものは、これらに限定されない。ソフトウェアの開発者などもいる。

カナダ国税庁は、これらEFILEプログラムに関連するものを「電子申告者（electronic filer）」と呼び、大きく次のように分類している。

電子申告準備者

カナダにおいては、税金の専門職として、有資格公認会計士と弁護士（Solicitor）が存在する。

有資格公認会計士は、勅許会計士（C A = Chartered Accountant）、認定一般会計士（C G A = Certified General Accountant）および認定管理会計士（C M A = Certified Management Accountant）の三種からなる。税務訴訟代理を弁護士が独占している点を除けば、税務代理や税務相談、さらには記帳代行や納税申告書等の準

備作成については、これら双方の税金専門職が広く行っている。

ただカナダにおいては、記帳代行はもちろんのこと、納税申告書の準備作成などは、これらの専門職の独占業務にはなっていない。したがって、原則として誰でもできる。また、わが国の税理士のような専門職制度もない。

さらに、給与所得者にも事業所得者と同様の基準で広く実額控除が認められていることに加えて、わが国の年末調整に類する制度もない。このため、個人所得税納税者は、ほぼ全員が確定申告をしなければならない。

こうした事情もあって、少額の料金で納税者に代わって納税申告書を準備作成するサービス業とする申告準備者 (Preparer) が隆盛をきわめている。

これら申告準備者ももちろんのこと、有資格会計士、弁護士、いずれの場合も、依頼者の電子申告を代行する業務を行おうといつときには、改めて「電子申告準備者」としての認定を受けなければならない。

定義

「電子申告準備者 (EFILE Preparer)」とは、納税者の依頼に基づいて、カナダ国税庁が認定したソフトウェア

を使い申告内容をフォーマット化し、電子申告ファイルを準備することを業とする認可を得たものをいう。個人、法人 (団体)、パートナーシップのいずれも、電子申告準備者となることができる。

要件

電子申告準備者として EFILE サービスを提供する場合には、次の要件をすべてクリアしている必要がある。

# カナダ国税庁の認可を得て、電子申告者認可番号 (EFILE number) を保持していること。  
E カナダ国税庁の資格審査を合格していること。

\$ 依頼人の申告ファイルに表示された所得額、所得控除額、税額控除額を差し引くに十分な裏付け資料があることを確認すること。  
% 依頼人である納税者と直接取引すること。

^ カナダ国税庁が電子申告を望む納税者に発給した EFILE パスワードを使用し、かつ、このパスワードを部外秘とすること。  
T 書式 T183 (電子申告用情報申告書) に依頼人の署名をもらった上で、その写しを保存すること。

G カナダ国税庁発行の『電子申告者用手引 (Electronic Filers Manual)』

に盛り込まれた方針および手続を遵守し、かつ所得税法 (Income Tax Act) の規定を遵守すること。  
H 広告ガイドラインに従うこと。ならびに、

" 認可を受ける前から受注を開始しないこと。

電子申告送達者

「電子申告送達者 (EFILE Transmitter)」とは、認可電子申告準備者から送られてきた申告データを、専用通信回線を使ってカナダ国税庁のコンピュータ・システム (データベース) へ電子送達するものをいう。

電子申告送達者は、無認可の電子申告準備者ないしは発給された電子申告者認可番号を受領していない電子申告準備者から業務を受注し、電子送達を行ってはならない。

要件一

電子申告送達者は、電子申告専用回線 (Datapac, Faspac) を使ってカナダ国税庁の EFILE 専用コンピュータ・システム (EFILE Proprietary System) へ申告データを送達する場合には、次の要件をすべてクリアしている必要がある。  
# カナダ国税庁の資格審査に合格していること。

E 互換性審査に合格していること。  
\$ 専用回線ネットワーク (Datapac, Faspac) にアクセスできていること。

要件二

電子申告送達者は、電子取引データ相互互換 (EDI = Electronic Data Interchange) システムを使っている場合には、次の要件をクリアする必要がある。

# カナダ国税庁の資格審査に合格していること。  
E 互換性審査に合格していること。  
\$ 付加価値ネットワーク (VAN = Value-Added Network) を使ってカナダ国税庁にデータ送達ができること。  
% VAN を使ってデータを受領できること。

^ カナダ国税庁へは暗号処理したデータ (encrypted data) 以外は送達しないこと。  
T 電子処理される記録は EFILE 仕様に基づいてフォーマット化されること。

G EFILE の依頼人である納税者と直接取引している認可電子申告者の認可番号を、各記録に必ず表示すること。  
H 広告ガイドラインに従うこと。ならびに

電子申告 / カナダの制度と現状

電子申告（カナダの制度と現状）

『電子申告者用手引』に盛りられた方針および手続、所得税法の規定を遵守すること。

ソフトウェア開発者

「ソフトウェア開発者（Software Developer）」とは、事業所内で使う目的で、あるいは小売用として、電子申告向けのソフトウェアを開発・作製するものをいう。

EFFILE用のソフトウェア開発者として認可を受け、申告仕様に係る情報を入手するためには、「電子申告用ソフトウェア開発者認可申請書（Software Developer's Application for Electronic Filing）」を提出し、カナダ国税庁の認可を受けなければならない。

(4) 電子申告準備者・電子申告送達者

依頼人である納税者の電子申告ファイルを準備し、それを電子申告用専用通信回線を使ってカナダ国税庁のデータベースに直接入力するサービスを提供する場合、「電子申告準備者・電子申告送達者」を兼業する電子申告者とみなされる。

この場合、電子申告者は、電子申告準備者と電子申告送達者双方の要件をクリアする必要がある。また、必要な認可手続をとる必要がある。

電子申告準備者・電子申告送達者を兼業するものの数は、電子申告者総数からみると、どのような割合なのであるつか。

一九九二年を例にとると、歳入省に対する電子申告者としての認可申請は七千百件であった。認可申請が却下されたのは十五件であった。

一方、申請が認められたものの内訳は、電子申告準備者としての認可が四千五百二十件、電子申告送達者としての認可が七十五件、双方の認可を受けたものは六百七十五件であった。

(5) 電子申告者の認可資格審査

電子申告者、すなわち電子申告準備者や電子申告送達者、として認可を受けようとするものは、歳入省による一定の資格審査を受けなければならない。

この資格審査のねらいは、難しい試験を課すなど、政府規制によって新たな職種を創り出すにことにあるのではない。むしろ、電子申告プログラムに不適切なものの参入を防止することにある。

認可のための資格審査は、歳入省に対する電子申告プログラム参入希望者からの申請に基づいて行われる。

実際の審査は、各税務署の電子申告担当官（EFFILE Co-ordinators）が、

歳入省が指示した基準に基づいて行うことになっている。

歳入省が示した判定基準は、申請人の申告状況や納税状況を含む過去の税歴のチェックが中心である。つまり、過去に無申告や滞納、さらには租税は脱などがなかったかどうかについてチェックされる。しかし、過去の刑事処分等の有無についてはチェックされない。

また、隣国アメリカでは、申請人に共同経営者がいる場合、過去の経歴を含む各人の詳細についてのチェックも行われる。しかし、カナダの場合、こうしたチェックは行われていない。

電子申告者は、毎年継続のための認可申請をしなければならない。しかし、いったん認可を受けたものについては、資格審査は三年に一回行われることになっている。したがって、その間の二年間は、それぞれ前年の実績に基づいてチェックし、認可継続の可否を判断することになる。

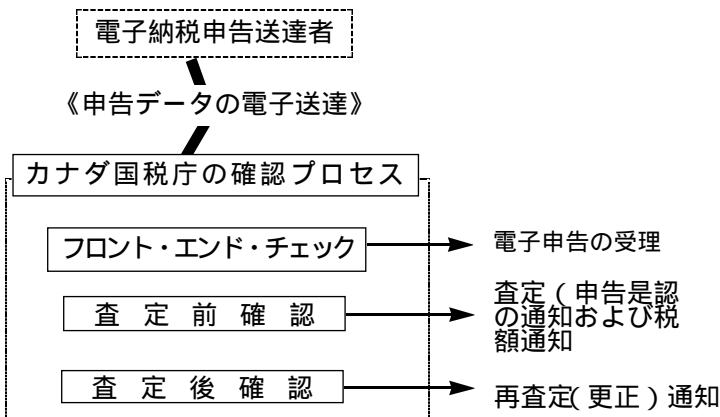
一般に政府規制の強化については、カナダでは消極的意見が多い。しかし、現在は電子申告者が、虚偽の電子申告など、コンピュータ犯罪に加担しても、電子申告担当官にはこれに対応する権限がない。近い将来、電子申告が個人所得税についての標準申告方式となるとすれば、

一定の規制強化も必要との意見も強くなっている。

カナダでは、電子申告者は、納税者が電子申告のために提供した情報の正確性を確認する義務を負うように求められていない。これは代行者の職務の性格からして当然のことといえる。

したがって、電子申告者に対する規制強化を検討するにあたっては、その対象はあくまでも代行者と依頼人である納税者とが結託してデータの改ざんなど虚偽の電子申告をした

〔図3〕カナダ国税庁の電子申告チェック・システム



場合などに限られるべきである、とされている。

四 電子申告と査定手続

カナダ国税庁の電子申告プログラム (EFILE Program) のもと、納税者は電子申告者を通じて確定申告を行うことになる。情報処理された納税者の申告データは、電子申告送達者の端末から、専用回線を使って、課税庁 (カナダ国税庁) のコンピュータ・システム (データベース) に入力される。

課税庁のコンピュータに入力された納税者の申告データについては、さまざまなチェックが行われる。それらは大まかに三つに分けることができる。

つまり、一つは電子申告を受理するための「フロント・エンド・チェック」である。二つ目は、査定 (申告是認) 通知および税額の還付をする前に行われる。「査定前確認」である。そして三つ目は、再査定 (更正) 通知をするために行われる、「査定後確認」である。

(1) フロント・エンド・チェック

課税庁 (カナダ国税庁) は、納税者の申告データの電子送達を受けた後

にただちに、フロント・エンド・チェック (front-end edit checks) を行う。

一般に、コンピュータ利用のフロント・エンド確認 (computer-assisted front-end verification) とは、納税申告や社会保障給付申請があった場合に、申告者や申請者の入力事項の適否の確認や入力もれのチェックを、コンピュータを利用して行う手法をさす。

したがって、その本来のねらいは、不正の発見やそれに対する処罰よりも、データが的確に入力されているかどうかを確認することにある。

カナダの国税庁の電子申告プログラムの下では、このフロント・エンド・チェック・プロセスにおいて、各種入力項目、税額計算、電子申告準備者や電子申告送達者の認可番号などがチェックされる。チェックの結果、的確でない点が発見されたときには、電子申告は受理されない。

リジェクション (不受理) となった場合、当該電子申告ファイルは、補正のために電子申告準備者に対し指定の電子申告送達者を通じて、専用通信回線を使って返送される。

(2) 査定前確認プロセス

課税庁は電子申告ファイルを受理した後に、当該ファイルを査定する

手続にはいる。

カナダ国税庁の電子申告プログラムの下では、この査定は二段階に分けて、コンピュータを使って行われる。最初の段階のものは、「査定前確認 (Pre-assessment Verification)」と呼ばれるプロセスである。このプロセスでは、いくつかの支援システムを使って、申告ファイルの内容のチェックが行われる。

とりわけ、査定 (申告是認) 通知や税の還付を行う前に、標準的数値を著しく超える控除額や還付税額がある申告ファイルの自動抽出は、このプロセスで行われる。このプロセスを通じて特定・抽出された申告ファイルについては、個別の検討が加えられる。

納税者や申告準備者は、電子申告の際に、領収書など必要経費控除を証する資料を別送するように求められていない。しかし、こうした証拠資料は六年間保存するように義務づけられている。

課税庁は、査定前確認プロセスを通じて特定・抽出され、個別的検討の結果、問題ありとされた申告については、税務調査の対象に選定する。場合によっては、直接に納税者やその代理人にコンタクトし、証拠資料の提出をもとめることになる。

カナダ国税庁の統計によると、一九九二年度で、査定前確認プロセスを通じて税務調査の対象となった電子申告ファイルは、一千件あたり〇・六件であったという。この統計結果については、税務調査スタッフの数や電子申告プログラムの普及のための特別の配慮など、さまざまな要因が複雑に絡み合っており、当局は、的確な分析は難しいとしている。したがって、隣国アメリカで問題となっているような電子申告を使った不正還付が、カナダでも急増したかどうかは定かではない。

この点に関連して、カナダ国税庁は、文書申告に比べ、電子申告では不正の発見が格段に難しい、としている。また、電子申告プログラムに特有の不正還付防止支援システム (Fraudulent Refund Detection Program) を開発、導入し対処している。

いずれにしても、電子申告が、この査定前確認プロセスを無事通過できれば、当該納税者には査定 (申告是認) 通知、税額還付が行われる。

(3) 査定後確認プロセス

カナダでは、迅速な税の還付をセールス・ポイントに電子申告の普及をはかっている。文書申告の場合、税額の還付まで三週間から八週

電子申告 (カナダの制度と現状)

## 電子申告（カナダの制度と現状）

間かかる。これに対して電子申告の場合、十日から二週間で税額の還付が受けられる。

申告により税額の追加納付を求められる納税者は別としても、早く税額の還付を受けたい納税者にとり電子申告は魅力的である。

一方、課税庁にとり、納税者が電子申告を選択した場合、PR であり、きわめて限られた期間内に税額の還付を行わなければならない。このため、税務申告データと、源泉徴収義務者などから提出された情報申告データを適切に処理した上で突き合わせ、照合するための時間的余裕が課税庁側に十分でない。

こうした点は、電子申告ではきわめて容易にデータの改ざんができることなども相まって、電子申告を推進する上で大きな障害となりかねない。文書申告とは別途に対応すべき重要な課題の一つといえる。

一九九二年にカナダ国税庁が新たに取り入れた「査定後確認（Post-assessment verification）」プロセスは、まさに電子申告のみを対象としたチェック・プログラムである。バック・エンド・チェックとも呼ばれている。

このチェックは、査定が行われ還付税額の支払が済んだ後、数ヶ月間

実施される。申告データの査定が適正に行われているかどうかを重ねてチェックし、課税の公正さを確保しようというのがねらいである。場合により納税者は裏付け資料を持参の上、来署を求められることもある。さらに、この査定後確認を実施することについては、もう一つの大きなねらいがある。

それは課税庁が、電子申告プログラムの不正に利用され易いポイントを確認し、対応策を検討する際の資料データを入手することである。具体的には二つの方法を通じてデータの入手が行われる。

一つは、ランダムに電子申告されたファイルを抽出し、チェックを行った上で入手する方法である。もう一つは、エラーや不正など問題のあったファイルを分析した上でデータを入手する方法である。

## 五 データ照合の効率化と透明化

一般に申告もれや架空の控除などを発見するために課税庁は、納税申告データと情報申告データとの突き合わせをしている。こうした突き合わせには、今日、コンピュータが広く使われている。

こうしたコンピュータを用いた突

き合わせ技術を、カナダやイギリス、オーストラリアなどでは「データ照合（data matching）」と呼んでいる。これに対し、アメリカでは「コンピュータ照合（computer matching）」と呼んでいる。

## (1) データ照合の効率化

データ照合は、大きく2つに分けることができる。一つは、一つのデータベース（コンピュータ・システム）内部で実施するデータ照合である。課税庁内部で行われる税務申告データと情報申告データの照合は、その典型といえる。

もう一つは、複数のデータベース間で実施するデータ照合である。具体的には、同じ行政庁の異なるデータベース間、または、連邦と州もしくは州と地方の行政庁のデータベース間など、さまざまな組み合わせが考えられる。

わが国でも現在、運輸省の自動車登録ファイルと都道府県の自動車税関連ファイルとのデータ照合が行われている。

ところで、カナダ国税庁も申告もれや架空の人的控除などをチェックするためにデータ照合を広く実施してきている。電子申告を推進することのねらいの一つは、データ照合の

効率化にある。

しかし、いかに納税申告の面で電子化・自動化がすすんだとしても、情報申告の面で磁気テープやフロッピー、光磁気ディスクなどによる「磁気フォーマット申告（magnetic format filing）」がすすまない限り、課税庁でのデータ照合の効率化は難しい。

事実、カナダにおいては、雇用主や金融機関から課税庁に送られてくる源泉徴収票など各種の支払調書やその他の法定資料（情報申告）の多くは、いまだ文書によっている。課税庁は、これら情報申告文書を、かなりの時間をかけてデータ処理し、コンピュータ入力することを余儀なくされている。

このため、現在、課税庁は、電子申告されたファイルを査定し税額の還付を終えた後に、査定後確認プロセスの一環としてデータ照合プログラムを実施せざるを得ない。不正申告などの発見がデータ照合実施の大きなねらいであるとすれば、査定通知や税額の還付が行われる前にデータ照合を実施するのが望ましい。

ところが現実には、電子申告は迅速な税の還付を売り物としている。このため、電子申告が拡大するにつれて、ますますデータ照合の実施時期と税額の還付時期との差は逆に開

いていく傾向がある。放っておくと、不正還付の温床にもなりかねない。

こうした問題に対処する意味もあって、歳入省は、磁気フォーマットを使った情報申告の電子化、通信回線を使った課税庁のデータベースへのオンライン送達、自動入力のプログラムの開発を急いでいる。

また、自動読取装置（スキャナー）で読取り可能なフォーマットによる情報申告（文書申告）の普及に取り組んでいる。こうした対応によって、査定前確認プロセスの一環としてデータ照合を実施できるように努力を重ねている。

(2) データ照合の透明化・適正化

データ照合は、一般に、課税ものの防止、社会保障の不正受給の摘発や取締など、公益上の必要性を理由に正当化されている。しかし、データ照合は、性格的には、情報の外部提供・目的外利用にあたる。

課税庁をはじめとした行政機関が、こうしたデータ照合をフリーハンドで、つまり自由自在に実施しようとすれば、問題である。場合によっては、納税者や受給者の「個人情報自己管理権」、つまり「情報上のプライバシー権」に対する大きなインパクトとなる可能性がある。

プライバシー先進国では一般に、データ照合プログラムの持つ、公益上の必要性と情報上のプライバシー権という相対立する利益を融和させることをねらいに、法律やガイドラインを制定している。

カナダでは、連邦プライバシー法（Privacy Act 1982）の下、データ照合の透明化・適正化をねらいに、カナダ連邦予算局が一九八九年に「データ照合及び社会保険番号の規制のための政策実施ガイドライン」（以下「データ照合規制ガイドライン」）を制定している。

カナダ国税庁が実施する各種のデータ照合プログラムも、当然にこのデータ照合規制ガイドラインの適用対象となる。以下、このガイドラインの骨子を紹介する。

プライバシーコミッションへの届出

課税庁などデータ照合プログラム実施機関は、その開始の六十日前までに、行政から完全に独立した連邦議会直属のプライバシー分野専門のオンブズマンであるプライバシーコミッションに対し、届け出なければならない。

プライバシーコミッションは、審査を行い、当該プログラムが連邦

プライバシー法の趣旨に合わない場合には、合うように是正を求める勧告を行うことができる。

データ照合プログラムの公示

データ照合プログラムは、その存在を一般に知らせるために公示しなければならぬ。

データ照合プログラム情報の開示にかかる特例

データ照合プログラムを通じて収集された個人情報（データ照合プログラム情報）の開示については、連邦プライバシー法第七条（個人情報の利用）および第八条（個人情報の提供）に規定された条件の下でのみ許される。

行政目的への利用手続き

データ照合実施機関は、データ照合プログラムを通じて作成した情報を本来の目的に利用するに先立ち、その源泉、根拠などが適正かどうかを確認する手続を経なければならない。また、個人には、データ照合に基づいて行われる行政処分在先立ち、照合プログラムから作成された情報の正否について異議申立を行う機会が保障されなければならない。

安全性

データ照合プログラムについては、連邦政府のデータ安全保障政策が適用される。個人情報およびコンピュータシステムは、情報の秘密性や正確性に対する故意および過失にかかる危険性から保護されなければならない。データ照合実施機関がとるべき安全のためのセーフガードは、情報を提供した機関が実施しているのと同じ程度のものでなければならない。

保存および処分

データ照合実施機関は、連邦プライバシー法の下で照合プログラムにより利用ならびに作成された個人情報の保存および処分に関する基準を設定しなければならない。この要件は、データ照合プログラムに使用されるキー（key、つまり見出しとして利用されるキャラクター）にも適用される。

この基準は、連邦公文書保存局が確立した情報保存・処分スケジュールまたは協定に照らして制定される。

電子申告／カナダの制度と現状



## NTTの発信者情報通知サービスに関する

# 郵政省「ガイドライン案」の問題点

プライバシー・インターナショナル・ジャパン

PIJ常任運営委員 辻村祥造

CNNニュース8号で既報のとおり、NTTは、本年末から横浜など三地域で「発信電話番号表示（コーラーID）」サービスの試行を開始する。この新サービスは、迷惑電話防止をうたい文句に、個人（家庭）電話加入者の電話番号情報を大々的に商業利用するチャンスと、国内の企業に提供しようというものである。しかも、この新サービスの認可にあたって、所管の郵政省は、NTTの「契約約款」の変更、そして、「ガイドライン」なるものを作成しただけで済まそうとしている。

この「ガイドライン」による規制だけで、個人のプライバシーを商業利用することに問題はないのか、そもそも「ガイドライン」の内容は、問題がないのか、検証してみたい。

### 「ガイドライン案」作成の経緯

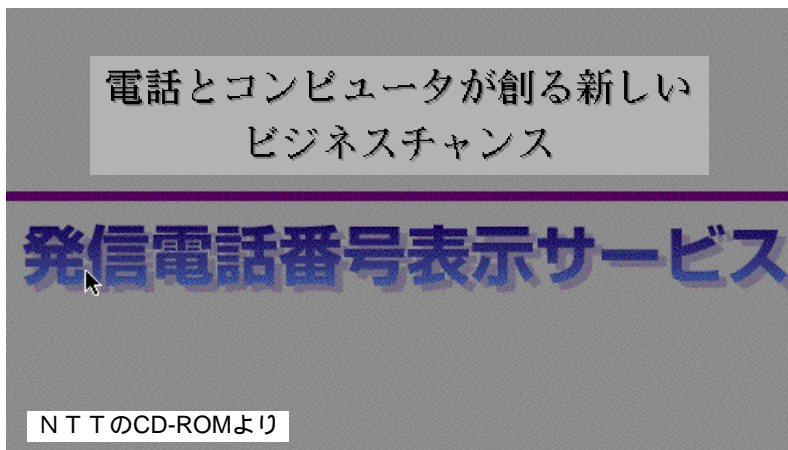
郵政省は、日本電信電話会社（以下「NTT」という）の発信電話番号通知サービスに関する契約約款の変更申請について、一九九六年七月二十六日に、電気通信審議会電気通信事業部会（園山重道部会長）の答申を受け、同月三十一日に認可した。

しかし、同部会が六月十七日に開催した公聴会においては、PIJの石村耕治代表をはじめとして、多くの消費者団体や法学者から、電話番号の通知サービスが企業の商業目的に利用されることにより、個人のプライバシーや消費行動が筒抜けになりかねないとの、強い批判が相次いだ。

また当初から、NTTは家庭など一般の電話加入者に対しては、このサービスが、迷惑電話の防止に役立つとのキャンペーンを展開する

一方で、企業などの電話加入者に対しては、「電話とコンピュータが創る新しいビジネスチャンス 発信電話番号通知サービス」と題したCD-ROM（非売品、内容の一部を29で紹介）を配布していた。

すなわち、NTTの本音は、同サ



ービスの商業利用と、その利用料による同社の収入増にあることが次第に明らかになってきた。

このような過程のなかで、消費者団体などの強い批判に配慮したかたちで、電気通信審議会の答申には、個人情報保護の観点から、「本サービスにより通知された電話番号が不当に利用されることを防止するため、本サービスの開始以前に郵政省が『ガイドライン』を制定することが、審議会の要望事項のひとつとして付されることになった。

そして本年十月十一日に、郵政省は以下に述べる「ガイドライン案」を公表したのである。

### なぜ法律ではなく

#### ガイドラインなのか？

いまや電話は、国民の生活にとつて、最も基本的な通信手段である。そしてわが国においては、電話サービスの開始以来、発信者の電話番号は「匿名」を原則とし、受信者に表示（通知）されないというシステムによって運用されてきた。

ところが、今回NTTがおこなおうとする発信電話番号通知サービスは、今までの匿名原則を百八十度転換し、発信者の電話番号を「原則として受信者に表示」というものであり、通話方法の重大な変更である。

このように国民の生活に非常に重要な影響を与える問題は、本来国会

の通信委員会などで徹底して審議を行うべきであり、その上で正式に法律として規定すべきものである。

しかし、郵政省は単にNTTの「電話サービス契約約款」の変更のみで、このようなサービスを開始しようとしているのである。

その背景には、この問題をできる限り、国民の目にふれさせたくない、国会などの政治の場に持ち込まれたくないという、郵政官僚とNTTの策略があるのではないが、官僚はすべからず、自己の縄張り、国民や政治家に口出して欲しくないと考えているものである。

またNTTも、このサービスが法律の規制を受けて、商業利用のうえで使いづらいシステムになるようでは、せっかくのビジネスチャンスも半減してしまう、と考えているのではないか。

「ガイドライン案」では

国民のプライバシーは守れない

いま電話に限らず、新しい通信手段とコンピュータが結合され、高度情報化社会への歩みは、ますますその速度を速めつつある。

インターネットと電子マネー、衛星放送とその料金徴収システムなど、今までの予想を超えた技術の進歩は、

個人情報とプライバシーを危機的な状況に追い込んでしまいかねない。

このような社会では、個人情報とプライバシーを守るための基本的な法規制が不可欠であり、しかも緊急の課題となっている。

そのためには、個人情報保護法を改正して民間機関にも適用する、

同時に同法の適用除外の範囲を極力せまくして法規制を有効なものにする、電気通信事業法の改正・必要条項の創設、あるいは新たに「電気通信プライバシー保護法」の制定を行う、などの方法が考えられる。

しかも、これらの法令の違反者に対しては、罰則をともなった厳格な対処を制度化することが必要不可欠である。

郵政省は、本年十月十一日に、「電話番号に関する研究会」なる機関が作成した、「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン案」(以下「ガイドライン案」という。)を公表した。

以下に、この「ガイドライン案」のもつ基本的な問題点を、検討する。

(1) なぜ「発信者情報通知サービス」なのか

当初、NTTはこのサービスを、「発信電話番号通知サービス」と称し

ていた。

このサービスを試験的に開始する全国の三地域のうち、横浜地域の一般利用者に配布されている案内文書には、「発信者電話番号表示サービスの試験提供開始のお知らせ」という表題がつけられている。

しかしこの郵政省の「ガイドライン案」の「1 目的」において、「このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通じてサービス(以下「発信者情報通知サービス」という)の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報保護することを目的とする。」としている。

つまり一般利用者には「発信電話番号」と説明されているものが、企業利用者を規制する目的でつくられた「ガイドライン案」においては、「発信者情報」に置き換えられているのである。

さらに、この「ガイドライン案」とともに発表された解説(以下「解説」という)を見てみよう。

「解説」では、当初こそ、このサービスが電話番号のみを通知することとしているが、「技術的には発信者氏

名等の電話番号以外の発信者情報の通知も可能となること、またこのサービスによって「通知される電話番号等の個人情報、氏名、住所、生年月日または商品購入の事実、金銭の借入の事実等の取引に関する個人情報その他の情報に結合され、顧客のデータベース等として利用されることが多い」こと、などの理由から、この「ガイドライン案」においては、発信者の個人情報に結合して保有される個人情報一般の保護を目的として、「発信者情報」の語句を使うこととされているのである。

さらに、「ガイドライン案」の「2 定義」において、発信者情報とは、「発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であつて、当該個人に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができるものを含む。）」としている。

要は、個人を識別できる情報は何でも、電話番号と結合して、「発信者情報」に利用できるかと考えているわけである。

コーラーID 郵政省ガイドライン案の問題点

コーラーID 郵政省ガイドライン案の問題点

当初の「発信電話番号表示」とは、全くにても似つかない制度が、「ガイドライン案」で説明されているのである。つまりこのサービスの本質が、「迷惑電話の防止」などは単につけたりに過ぎず、本当のねらいは電話サービスを利用した、個人情報の管理と商業利用にあることがわかる。

問題は、NTTがこのような重大な内容を「迷惑電話防止 キャンペーン」の陰に隠し、一般利用者に正しい説明をおこなわずに、その適正な判断を誤らせていることである。

(2) 自己情報の商業利用に  
対する拒否権の保障を

「ガイドライン案」の「3 発信者個人情報の記録の制限等」の「解説」において、次のような説明がされている。

「情報主体に対する告知に当たっては、発信者個人情報が記録されることが容易に理解できるような表現で行われることが必要である。例えば、電話で注文を受けた顧客をデータベースに登録する場合には、『当社をご利用いただいたお客様として登録させていただきます。』という告知を行うことが考えられる。」

しかし、これでは消費者には、自己の個人情報が、事業者に登録され

ることを認めるか否かの選択権が保障されていない。

「当社をご利用いただいたお客様として登録させていただいてもよろしいでしょうか。よろしい場合は……」という告知とその後「選択」の手続が必要なのである。承認する場合には「#キー」を押す操作を必要とすることにすれば、現在の通信技術をもってすれば、いくらでも解決の方法は可能なはずである。

一旦記録された消費者の個人情報、その二次利用など、情報主体である消費者の「支配権」を離れ、事業者の間で勝手に流通していくことが十分に予想される。そのためにも、記録当初の段階における手続をきちんと保障しておくことが必要である。

また「解説」において、事業者がこのサービスを利用している場合には、パンフレットや広告に「受信マーク」をつけるなど、周知に努めること等の協力が必要であるとしている。

しかし、発信電話番号サービスのものでは、電話をかければ、自分の電話番号などの情報は自動的に、相手の企業に登録されてしまう。これでは、たとえこの「受信マーク」があったとしても、うっかり電話による通信販売や、カタログ送付などのサービスを利用することもできない。

つまり、この「受信マーク」は、消費者の保護のためには、ほとんど役立つとは考えられない。

(3) 「記録の目的」及び  
「利用の制限」が不明確

「ガイドライン案」の「3 発信者個人情報の記録の制限等」の(1)において、「事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録の目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない」としている。

また「4 発信者個人情報の利用の制限」においては、「事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない」と規定している。

一見、消費者の個人情報が保護されているかのような印象を受ける。しかし問題となるのは、「ガイドライン案」が「記録の目的」の内容を、事業利用者に対してどれほど具体的に・明確に求めているのか、という点である。「顧客サービスの向上をはかるため」という程度の、抽象的な「記録目的」でよいというのであれば、規制 などないのと同じである。そもそも、「事業用サービス利用者」は、「発信個人情報記録の目的」を、明確にできないのではないだろうか。

行政分野のように、一定の行政目的のもとに国民の記録を行う場合は異なり、事業利用者が個人情報の記録を行う目的は多種多様である。そして消費者の商品購入の事実、金銭借入の事実などを、他の種類の情報と結合させることによって、どのように、新しく、有用な情報価値・利用価値を生み出すかは、事業利用者にとっても未知の問題なのである。

たとえば、各世帯までが記入された詳細な地図情報と、電話による発信者個人情報、さらには各世帯の資産・負債情報が結合されれば、事業者にとってその利用方法は果てしなく広がるであろう。

「記録の目的」は、「個人情報の利用方法」と密接不可分な関係にある。表面的に「記録の目的」を記載さえすれば良いとなれば、先ほど述べたように、「顧客サービスの向上をはかるため」というような、あいまいな内容で済まされてしまうことが十分に予想される。

もしこのように、「記録内容」があまりに曖昧になれば、結果として、「記録の目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない」という制限も、全く無意味になってしまうことはいうまでもない。

(4) 外部提供禁止の担保は  
企業倫理 のみ……

「ガイドライン案」の「5 発信者  
個人情報の提供の制限」は、「事業用  
サービス利用者は、発信者個人情報  
を外部へ提供してはならない」とし、  
情報主体が同意した場合、又は法令  
の規定により提供が求められた場合  
以外は、原則として発信者個人情報  
の外部提供を禁止している。

禁止する といっても、ガイドラ  
インの性質上、これらの規定は事業  
利用者に強制できるものではない。  
あくまでもこれらの規定は、企業  
倫理 に頼って担保されるに過ぎな  
い。したがって、「ガイドライン案」  
など眼中にない事業者に対しては、  
その 規制効果 はまったく期待で  
きないだろう。

また、法令の規定により情報の提供  
が求められる例として、刑事訴訟法第  
一九七条二項、弁護士法第二三条の  
二、麻薬取締法第五八条の三から第五  
八条の五の規定等があげられている。  
これらの法律の規定に該当する場  
合は別としても、たとえば警察の捜  
査、税務署による税務調査などに際  
して、発信者の個人情報提供を求  
められた場合には、事業利用者ほど  
のように対処するのであるだろうか。

消費者は、自己の個人情報を事業  
利用者に提供する際に、このような  
場合をまったく想定していない。

つまり、この「ガイドライン案」で  
は、自己の予期しないところへ、自分  
の個人情報が外部提供される危険性の  
存在を、規制できないといえる。

(5) 自己情報のコントロール権が  
認められていない

「ガイドライン案」の「8 事業サ  
ービス利用者の発信者個人情報の開  
示及び訂正・削除」は、「事業利用者  
は情報主体から、自己の個人情報の  
開示請求があった場合にはこれに応  
じる」とされている。また当該  
情報に誤りがあった、誤りの「訂  
正・削除を求められた場合には、正  
当な理由なくこれを拒んではならな  
い」と、さらにその誤った情報を  
「訂正・削除するまでは、その情報を  
利用してはならない」とを規定し  
ている。

しかし、消費者が、記録された自  
己の個人情報全体の削除を求める権  
利は、どこにも書かれていない。

確かに、誤りのある部分の情報の  
削除を求めることはできたとしても、  
自分の記録の全部を削除する権利が  
認められていないというのは、対等  
な私法上の関係を基調とする商行為

としては、納得できない。

誤った個人情報によって、消費者が  
被害を受けたような場合には、その事  
業者が保有する自分に関する すべて  
の情報の 削除を求めることは、当然  
に認められるべき権利である。

それともNTTは、事業利用者によ  
って集められた発信者情報は、第  
二次利用などで広く拡散してしまっ  
て予見できるので、削除の権利  
を規定することは、はじめから無理  
である、と考えているのだろうか。  
もし、そう考えているとすれば、  
そもそも、このような「発信電話番  
号表示サービス」など、認められる  
べきではない。

法律による規制を !!

いま、私たちの個人情報とプライバ  
シーは大変に危険な状況におかれてい  
る。つい最近も、消費者金融業者が加  
盟する全国信用情報センター連合会  
(全信連) から、消費者金融を装って  
入会した複数の業者によって、八十五  
万件以上の個人の信用情報が盗用さ  
れるという事件がおきた。この個人情  
報の一部は、税務職員等について、そ  
の人事管理に使用されていたという新  
聞報道もされている。

しかし、NTTの「発信電話番号表  
示サービス」の影響は、さらに大きい。

国民の生活にとって最も基本的で、  
広く普及している通信手段である電話  
が、根本から変質してしまう。

電話番号をキーとして、個人情報  
が集積され、流通、結合されていく  
ことが、どれほど大きな問題を生む  
かは、予測がつかない。

郵政省も、電話という問題の性質上  
関係する各省庁と連携をとる必要か  
ら、このガイドラインの情報を提供し  
て、周知啓発 をはかるとしている。

しかし「ガイドライン」は、法律  
ではない。これを 遵守 すること  
について、強制力も拘束力も持たな  
い。また 違反 した事業利用者につ  
いて、その氏名を公表する制度など  
の、 罰則 も規定されていない。

もちろん、ダイヤルQで問題とな  
っている、悪質業者に対しては、「ガ  
イドライン」の規制効果は、まった  
く期待できない。

個人のプライバシーを守るという  
観点から、この「発信者情報通知サ  
ービス」開始の是非は、ひろく国民  
的な議論を経て決定されるべきであ  
り、罰則をとまなう法律によって、  
規制すべき重大な問題であるといわ  
ざるを得ない。

コーラーID 郵政省ガイドライン案の問題点

# NTTのCD-ROMをプリントアウトしてみると 発信電話番号通知（コーラーID）サービスの本音が見える

NTTのCD-ROMをプリントアウトしてみると

「どう考えても迷惑電話防止とは結びつかない、見つけられます、あなたの会社での応用例」のメッセージ。  
 例示された 応用例 は、どれもこれも、電話番号情報の商業利用の提案ばかり。  
 ところが、コーラーIDサービスの試験導入が予定されている、横浜地区などの加入者向けの「NTT新サービスのお知らせ」のはがきには、しらじらしくも、「顧客データベースと連動し、利用されることがあります」との、ほんの少しの注意書きがあるばかり。

見つけられます、あなたの会社での応用例

- 応用例1：顧客情報表示
- 応用例2：位置情報表示
- 応用例3：本人性確認
- 応用例4：受付担当者接続（同一事業所）
- 応用例5：受付先転送（他事業所・他地域）
- 応用例6：通話状況管理

## コーラーID先進国アメリカでのインタビュー



米国ドミノピザ社

ピザ宅配会社は、コーラーID（発信電話番号表示）のおかげで「配達先の家庭に小さな子がいるかどうかもわかるから、ドアをノックする音を小さくするべきかどうか」までわかるようになった。



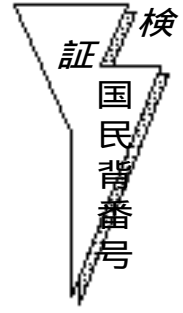
米国Q.V.C社

24時間、全米を対象にテレビショッピングを放映している会社は、コーラーID（発信電話番号表示）サービスのお陰で、「放送と同時に多くの商品を販売できるようにしました」と、その効果を強調。

一橋大学法学部教授  
堀部政男 氏



「発信電話番号表示サービスは、発信者と着信者が対等になる制度です。」  
 「私たちの生活の利便性が向上します。」  
 「産業の活性化にも役立ちます。」  
 「したがって早期に導入して欲しいと思います。」  
 これらはみな、日本の「プライバシー法に関する権威」といわれる、有識者 堀部政男氏の発言である。発信者と着信者が 対等になる云々の発言は、あくまでもこのサービスを、個人だけが利用できる場合はなし。個人の電話番号情報が商業利用されたとたんに、その情報は、本人の手を離れ、管理することも規制することもできなくなる、ということがわからないのだろうか。  
 それともわかっていて、NTTの新サービスに「理論的根拠」を与えたのだろうか。



[Data-0018]

## 政府税制調査会、 納税者番号制度で アンケート

政  
府税調は、去る十一月十五日、「納税者番号制度に関するアンケート調査結果」を、発表した。そのなかから、いくつかの項目について紹介し、コメントを加えることとする。

まず、今回のアンケートの実施要領は、「表1」のとおりとなっている。「納税者番号制度」という言葉を知っていたかどうかの調査結果は、「表2」のとおりである。ここでは、回答者が「国民総背番号」としての「納税者番号」と、純然たる税務限定の「納税者番号」との違いを、「詳しく知っていたかどうか」が問題となる。また、「言葉は知っていたが内容は知らなかった」および「初めて聞いた」の両方の回答者が、合わせて六〇%以上いることが、さらに問題である。政府税制調査会は、さ

らに、国民に納税者番号制度の内容を知らせる努力が求められている。

次に、企業への「納税者番号制度」に関心があるかどうかの質問に対しては、「表3」の回答となっている。この質問に対して、「あまり関心がない」との回答割合は、金融業者では一六・七%、一般企業では四四・九%寄せられている。この無関心の多さを、どう受けとめるべきであろうか。

「表4」は、「納税者番号制度の導入により期待される効果（複数回答）」についての質問への回答である。この回答にいう「総合課税」の内容がなにをさすか不明ではあるが、大蔵省や政府税調のいう「納税者番号制度導入は、総合課税を前提としない」との方針が、否定されているとみてよいであろう。なお、このほかの回答項目は、「税務行政の機械化・効率化」、「資産課税への利用」などが、高い割合となっている。

「表5」は、「個人について納税者番号として利用しうる番号の候補」をたずねた結果である。「現時点では不明」が三〇%と、「住民基本台帳番号」を使うとの回答者数と同じであることは、まさに「今の時点では、どの番号制度を使うかは、確定でき

表1 納税者番号制度に関する  
アンケートの実施方法

実施時期：1996年3月上旬  
対象者：個人（全国の20歳以上の男女 2,500人  
[無作為抽出]）  
金融（全国の金融企業 [金融・証券・保険] 500社 [無作為抽出]）  
企業（首都圏・関西圏の企業 3,000社  
[無作為抽出]）  
回収率：個人...62.4%、  
金融...32.8%、  
企業...17.9%

ない状態にある、といつてよいであろう。さらに、「住民基本台帳番号」や「基礎年金番号」の内容、両者の違い、あるいはどちらも「国民総背番号」として機能することについて、回答者のどのくらいが理解できているか、はなはだ疑問のある調査項目である。

まちがっても、この回答結果をもつて、「国民は、住民基本台帳番号を納税者番号に使うことに理解を示した」などのコメントを発表できないことだけは、確かである。

表5 納税者番号の候補  
（個人へ質問）

基礎年金番号	13.4
住民基本台帳番号	29.3
いずれも利用禁止	7.0
現時点では不明	28.0

表4 導入に期待する効果  
総合課税の実施との回答者

個人	49.8
金融	57.3
企業	49.2

表2 納税者番号制度という言葉  
（個人へ質問）

詳しく知っていた	3.4
少し知っていた	34.3

表中の数字は%（以下、同じ）

表6 プライバシー問題が生じるのは  
情報の漏洩、税務以外の利用との回答者

個人	88.1
金融	87.2
企業	78.9

表3 納税者番号制度に  
（金融業、一般企業へ質問）

	金融	企業
大いに関心あり	34.8	27.3
少し関心	13.5	25.7

の問題が生じる場合（複数回答）を  
たずねている。

この回答結果によれば、個人回答  
者も企業回答者も、「情報が外部に漏  
れたり、税務以外の目的利用される  
場合」を、トップにあげている。し  
かし、「納税者番号」にどのような番  
号を使うとしても、「納税者番号制度」  
とは、番号の当事者個人が、勤務先  
や、金融機関、証券会社、保険会社  
などに対して、「自分の番号を告知  
（提示）しなければならない」制度で  
あるということを知っている  
のである。

しかも、質問では「税務に関して」  
と、プライバシー問題が発生する場  
合を最初から 限定 している。

この質問では、政府税調が考える  
「国民総背番号としての納税者番号」  
が、税務以外の場 でも使われる  
恐れが強いこと、したがって、官民  
を問わず納税者番号に関する「情報  
の漏洩、目的外利用」が広範に起こ  
ることが、故意に無視されている。

いずれにせよ、「税務限定」を明確  
にしないで、納税者番号制度 を導  
入しようとする、大蔵省・政府税調  
の狡猾さが浮き彫りになった質問と  
回答であるといえよう。

「表7」は、「納税者番号制度導入

に賛成か反対か」を問う質問への回  
答結果である。

本来、「賛否を問うアンケート」の  
場合、アンケートの最初の質問で、  
その「賛否の回答」を求めるべきで  
はないだろうか。そうでなければ、  
賛成の回答者のさまざまな意見と、  
反対者の意見とが、まぜこぜになっ  
て、「納税者番号制度に関するアンケ  
ートの結果」として発表されること  
になる。

これでは、アンケートに対する回  
答の正確性や、意見の分布状況の精  
度が疑わしいものとなるといわざる  
をえない。このような問題がある政  
府税調アンケートではあるが、回答  
内容をみてみよう。

「反対」の回答者は合わせて個人三  
四・八％、金融業三九・一％、一般  
企業三三・八％とである。「賛成」の  
回答者は、個人四〇・九％、金融業  
三四・一％、一般企業三二・五％で  
ある。

この賛否を問う質問に対する回答  
と合わせて、「表8 賛成者への納税  
者番号制度の利用目的の質問（複数  
回答）」、「表9 反対者の反対理由（複  
数回答）」を、検討する必要がある。

すなわち、個人も企業も、賛成者  
は、納税者番号制度により「総合課  
税実現・資産課税」 脱税 防止

公平な課税を期待、という図式に  
より、「納税者番号制度」に 賛成  
しているものとみられる。

また、「税務行政の効率化・機械化」  
に対する期待も大きい。これは行政  
全般あるいは役人に対する 不満 の  
現れとみることもできる。

一方、「反対理由」は、個人では  
「プライバシー保護が不十分」が一  
位である。これは、国民の健全な常識  
の現れであると理解したい。また、  
「国民の理解が不十分・時期尚早」と  
の回答がたいへん

多いことは、納税  
者番号制度反対に  
とって力強いもの  
であると同時に、  
もし「国民の理解  
が得られた」状況  
では、「賛成」に  
まわるのではない  
かとの懸念も否定  
できない。

最後の「表10」  
は、「今後の納税  
者番号制度の検討  
の進め方（複数回  
答）」に対する回  
答である。  
この回答は、大

蔵省・政府税調は、いままでのよう  
な、役人の用意した資料に基づく  
学識者 による討論、形式的で一般  
国民の意見を直接反映しない、公聴  
会 など、お茶を濁すわけにはい  
かない、そんな回答が示されている  
といふべきであろう。

表7 納税者番号制度導入は

	個人	金融	企業
反対である	9.4	3.7	8.7
どちらかといえば反対	25.4	35.4	25.1
賛成である	11.1	25.6	8.7
どちらかといえば賛成	29.8	8.5	23.8

表8 賛成者の利用目的

	個人	金融	企業
税務行政効率化・機械化	79.0	69.1	83.0
総合課税の実施	67.6	72.7	60.8
資産課税への利用	37.7	36.4	27.5

表9 反対者の反対理由

	個人	金融	企業
プライバシー保護が不十分	68.4	53.1	59.7
国民の理解が不十分で時期尚早	67.3	59.4	74.4
効果に比しコストが大きすぎる	47.7	67.2	54.5
資金シフト等系税への影響が大きい	26.7	42.2	25.6

表10 今後の検討の進め方

	個人	金融	企業
慎重に検討を続けるべき	58.1	57.9	51.8
国民の理解が深まるよう活発な議論	65.6	67.1	65.2

**自治大臣へのご意見がございましたら、  
kouhou@mha.go.jp 宛電子メールにてご連絡下さい。**

自治省ホームページ <http://www.mha.go.jp/>

自治省も、インターネットに、上記のアドレスでホームページを開設しています。

インターネットに接続できる方は、是非、上記のアドレスにアクセスしてみてください。

アクセスすると、まず右のホームページがあらわれ、いくつかのメニューが表示されます。とくに自治省の考えが良く分かるのは、「ニュースリリース」のページです。このページにジャンプすると、いくつかの「政策紹介」の項目が表示されます。

PIJが反対している「住民基本台帳番号」については、「平成9年度地方行財政重点施策」の「骨子【基本的な考え方】」に「地域情報化の推進等の重要な課題に積極的に対応」とあるのを受けて、

2. 豊かで安心できる地域社会づくり

⋮

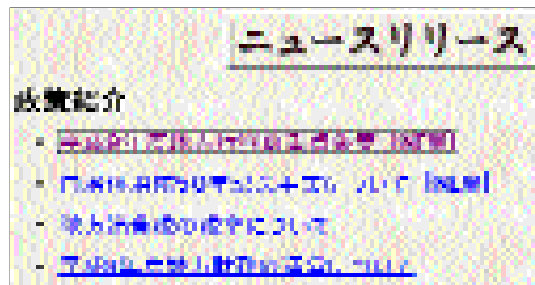
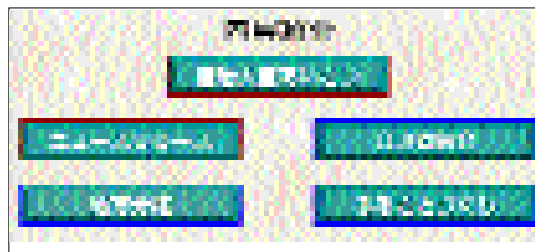
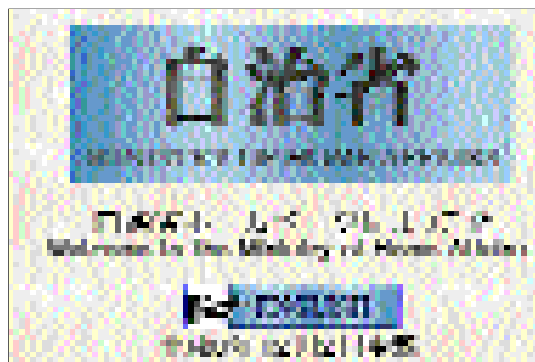
(7)地域情報化の推進等

⋮

住民基本台帳ネットワークシステムの構築

⋮

4. 高度情報化社会等における住民サービスの向上や行政の簡素効率化等を実現するため、住民基本台帳法等の改正を図り、システムの具体的な検討を行うことにより、住民基本台帳ネットワークシステムの構築を進める。



とだけ、書き込まれています。この文章だけで、自治省は「国民総背番号制」のインフラ整備を目指していると、理解できますか？ 分かる方も分からない方も、是非、自治大臣へ質問のメールを送りましょう。

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)  
 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171  
 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美  
 Published by  
 Privacy International Japan (PIJ)  
 IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro  
 Toshima-ku, Tokyo, 171, Japan  
 President Koji ISHIMURA  
 Tel/Fax +81-3-3985-4590

**入会のご案内**

入会いただいた方には、このCNNニュース(季刊)をお送りします。

会費 正会員.....年間10,000円  
 賛助(購読)会員...年間3,000円

**NetWorkのつばやき**

- ・いよいよ、自治省の住民基本台帳番号構想が、表舞台に登場。
- ・法案成立阻止をめざさねば!
- ・それにしても、プライバシーは分からないが、役人のいうことはわかる、よい大臣にも、困ったもの。(T)